

---

津野町こども計画・  
第3期津野町子ども・子育て支援事業計画

---



(さくらんぼ園児童の作品)



(にじいろ園児童の作品)

令和7年3月  
津野町



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の位置づけ ..... 3
- 3 計画の期間 ..... 6
- 4 S D G s ..... 6

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

- 1 津野町の統計データからみる現状 ..... 7
- 2 アンケート調査結果 ..... 14
- 3 こども・若者・子育て世代意見聴取 ..... 41
- 4 課題 ..... 45

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念と基本方針 ..... 47
- 2 基本目標 ..... 48
- 3 施策の体系 ..... 49

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します ..... 50
- 基本目標2 こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します ..... 57
- 基本目標3 安心して生活できるようこどもと家庭を支援します ..... 62

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育の提供区域の設定 ..... 68
- 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定 ..... 68
- 3 幼児期の教育・保育事業の充実 ..... 69
- 4 地域子ども・子育て支援事業 ..... 71

## 第6章 計画の推進

- 1 計画の進捗管理・評価 ..... 87
- 2 こども・若者からの意見聴取 ..... 88
- 3 関係機関等との連携 ..... 88

## 資料編

- 1 津野町子ども・子育て会議条例 ..... 89
- 2 子ども・子育て会議 委員 ..... 91
- 3 計画策定の経緯 ..... 92



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国のこども政策は、平成24年8月「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援施策を計画的に提供するため、5年を一期として「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられ、平成27年4月から幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

本町では、平成27年3月に「津野町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期津野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

この間、国では、急速な少子・高齢化が、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招き、こどもや若者を取り巻く状況では、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう様々なトラブルの発生、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化し始めていると指摘されています。

このような社会情勢を背景に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されています。さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられ、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

この度、第2期計画が令和7年3月末をもって計画期間が終了となることを受け、「こども基本法」や「こども大綱」をはじめとする国の動向を踏まえつつ、「津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

### 本計画中の「こども」、「若者」の定義について

本計画では「こども」、「若者」についてそれぞれ以下の通り定義します。

- こども・・・おおむね18歳未満の人
- 若者・・・おおむね18歳～40歳までの人

また、本計画では「こども」の表記について、法令名や法令等からの引用文、固有名詞を表す際は漢字を用いた「子ども」または「子供」と表記し、それ以外の場合はひらがなで「こども」と表記をしています。

### ■ (国) こども・子育てに関する市町村計画策定に関わる法制度の変遷

平成15(2003)年	○次世代育成支援対策推進法 制定 ○少子化社会対策基本法 制定
平成17(2005)年	※津野町次世代育成支援行動計画策定
平成21(2009)年	○子ども・若者育成支援推進法 制定
平成24(2012)年	【子ども子育て関連3法】 ○子ども・子育て支援法 制定 ○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 改正 ○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 制定
平成25(2013)年	○子どもの貧困対策の推進に関する法律 制定
平成27(2015)年	※津野町子ども・子育て支援事業計画策定
令和元(2019)年	●子供の貧困対策に関する大綱 制定
令和2(2020)年	●少子化社会対策大綱 制定 ●子供・若者育成支援推進大綱 制定 ※第2期津野町子ども子育て支援事業計画策定
令和4(2022)年	○こども基本法 制定
令和5(2023)年	●こども大綱 制定 (子供の貧困対策に関する大綱・少子化社会対策大綱・子供・若者育成支援推進大綱を取りまとめたもの)
令和6(2024)年	○次世代育成支援対策推進法 改正 ○子ども・子育て支援法 改正 ○子ども・若者育成支援推進法 改正 ○こどもの貧困の解消に向けた対策推進法(子どもの貧困対策の推進に関する法律の名称変更) 改正

※法の改正及び大綱については、現時点での直近の改正(制定)のみ掲載しています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

### 【こども基本法の基本方針】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

### 【こども大綱の基本方針】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

#### ○次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

#### ○子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### ○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

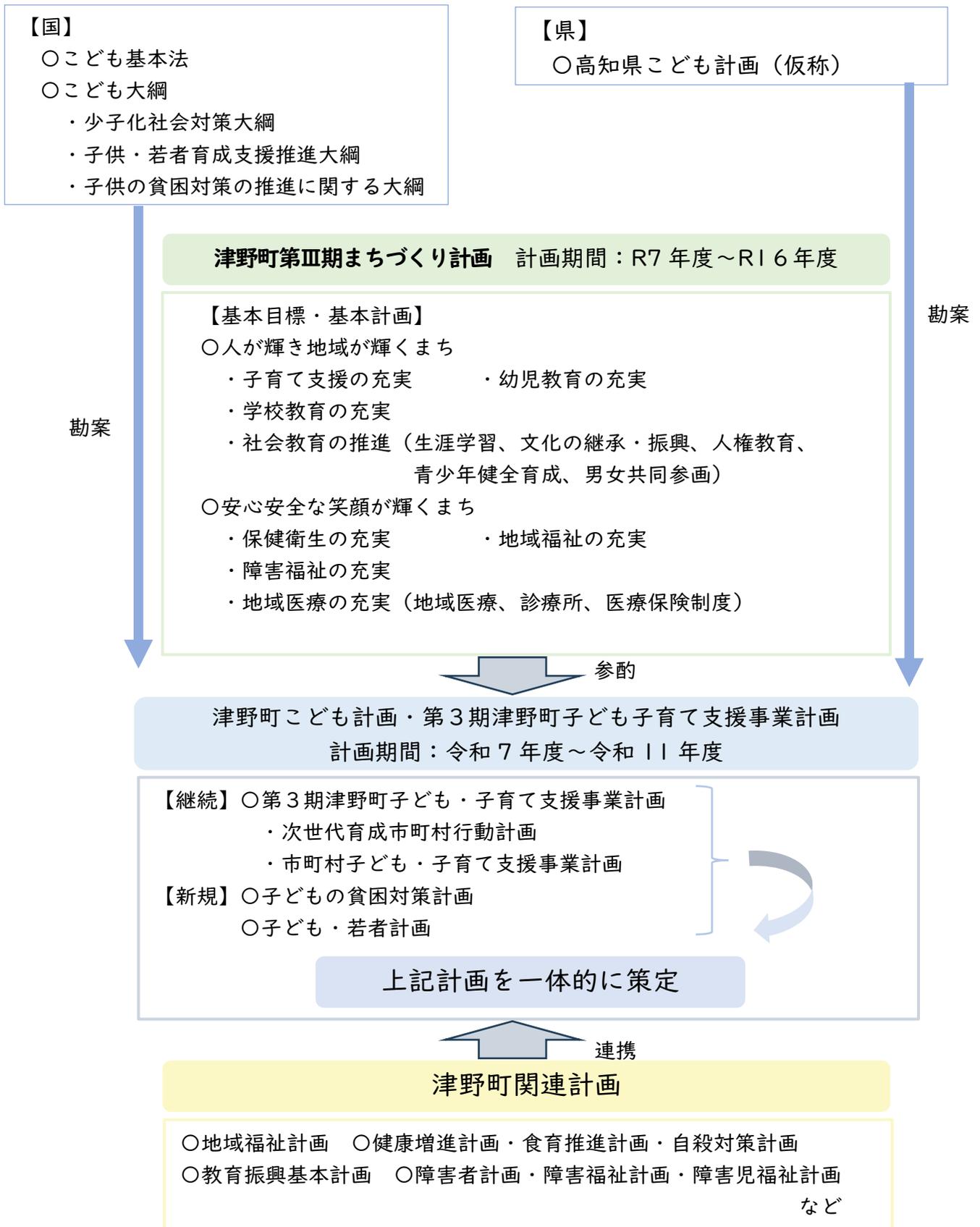
#### ○子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

本計画は、津野町まちづくり計画を上位計画とし、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、津野町地域福祉計画等と整合を図るものです。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画期間中に国及び県の動向の変化、社会情勢の変化に伴い計画を見直すこととします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画	第2期計画		こども計画・第3期計画				

### 4 SDGs

持続可能な開発目標「SDGs（エスディーゼーズ）=Sustainable Development Goals」とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されています。SDGsを通じて、「未来に向かってかがやく子ども・若者をみんなで育て合うまち」という基本理念の下、子ども・子育て支援に関する施策の推進に取り組みます。

目標			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	目標1 (貧困)	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	目標8 (成長・雇用)
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	目標2 (飢餓)	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	目標10 (不平等)
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	目標3 (健康と福祉)	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	目標11 (持続可能な町)
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	目標4 (教育)	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	目標16 (平和)
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	目標5 (ジェンダー平等)		

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

### 1 津野町の統計データからみる現状

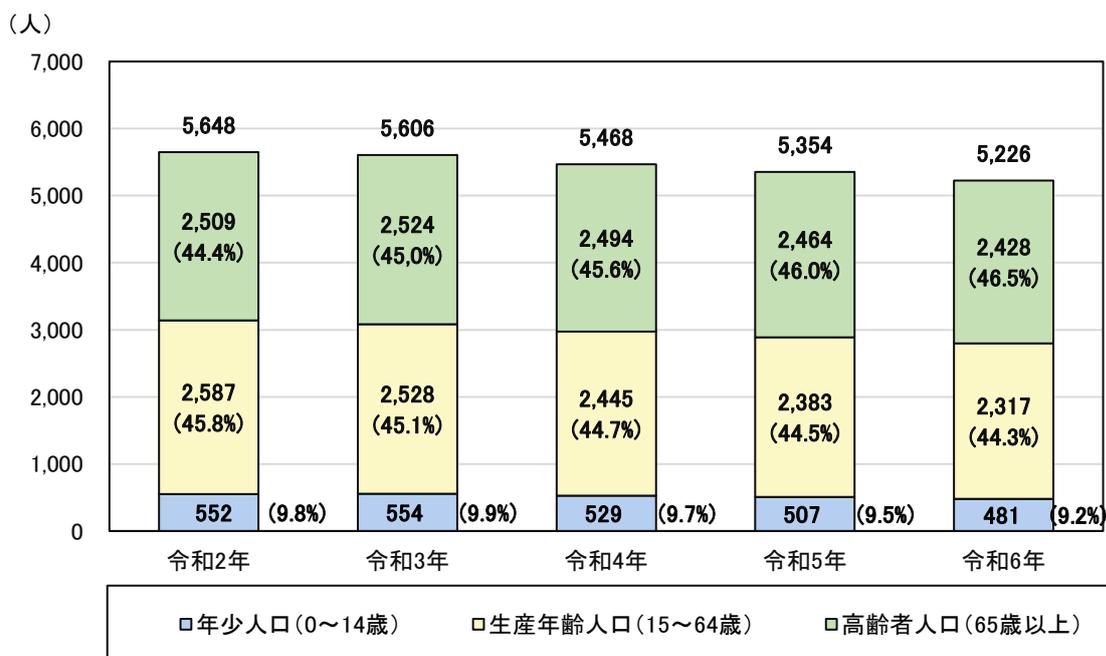
#### (1) 人口等の動向

##### ①人口の推移

本町の総人口は令和6年で5,226人となっており、この5年間で422人の減少となっています。

年齢3区分別の人口割合の推移をみると、「年少人口(0～14歳)」と「生産年齢人口(15～64歳)」の割合が減少し、「高齢者人口(65歳以上)」の割合が増加しています。その中で、「年少人口(0～14歳)」は10%未満で推移しており、少子化の影響が見受けられます。

##### ■年齢3区分別人口の推移



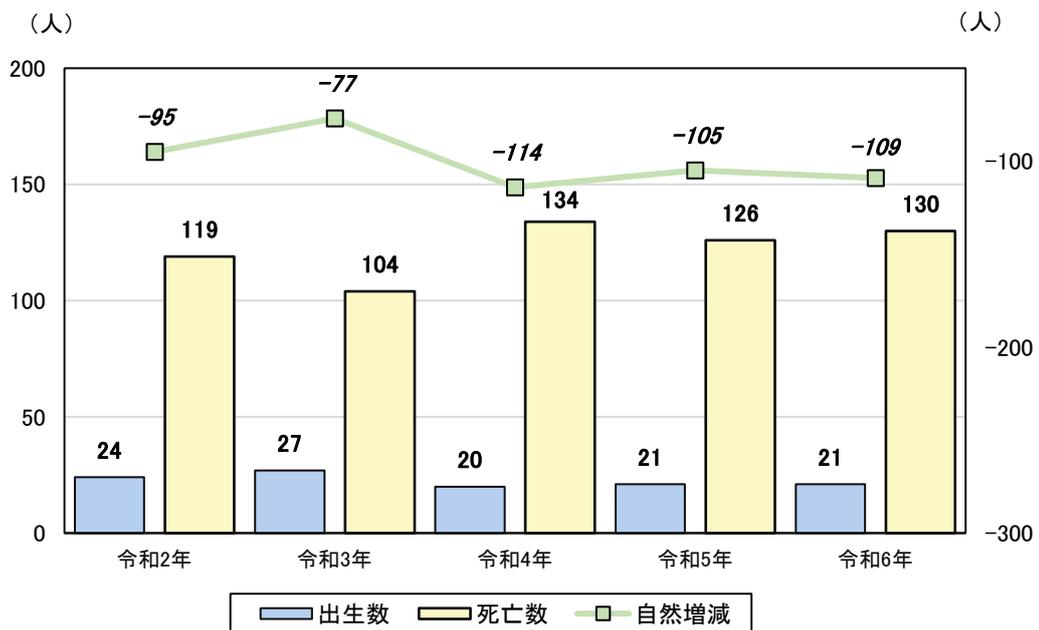
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日時点）

## ② 自然動態と社会動態

本町の出生数は、令和4年以降横ばい状態となっており、令和6年で21人となっています。死亡数は、令和3年から令和4年にかけて30人増加し134人となり、以降横ばい状態となっています。また、合計特殊出生率についてみると、全国平均、高知県平均と比較して高い水準にあることがわかります。

転入と転出についてみると、令和4年以降は転出数が転入数を上回る転出超過となっており、社会減が続いています。

### ■ 出生数と死亡数の推移



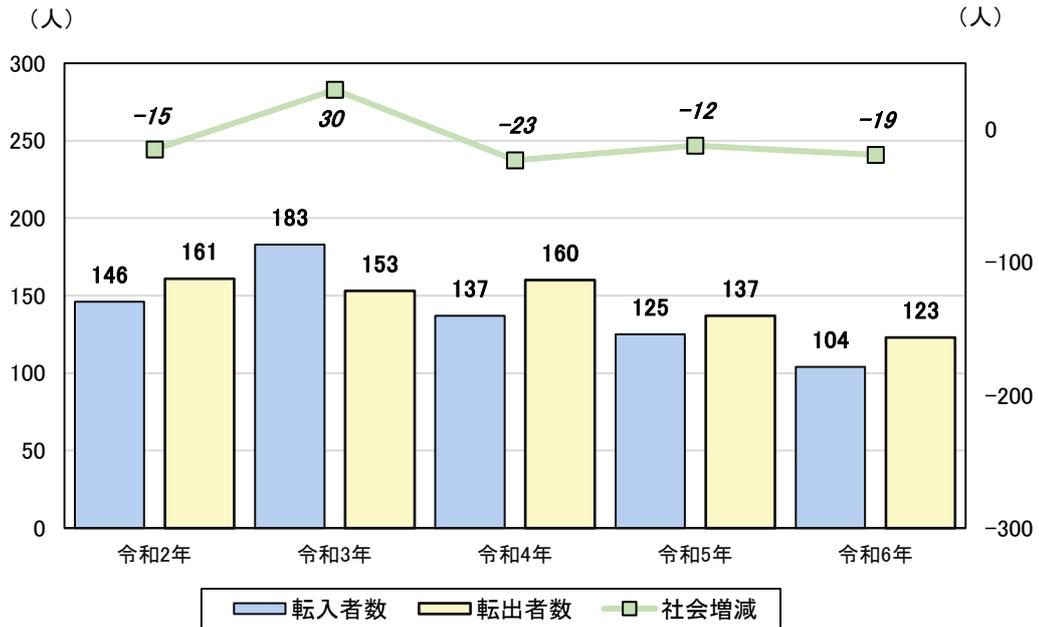
資料：町民課（各年10月1日）

### ■ 合計特殊出生率

	平成27年	令和2年
津野町	1.61	1.57
高知県	1.48	1.44
全国	1.43	1.33

資料：厚生労働省 人口動態保健所・市区町村別統計

■ 転入数と転出数の推移

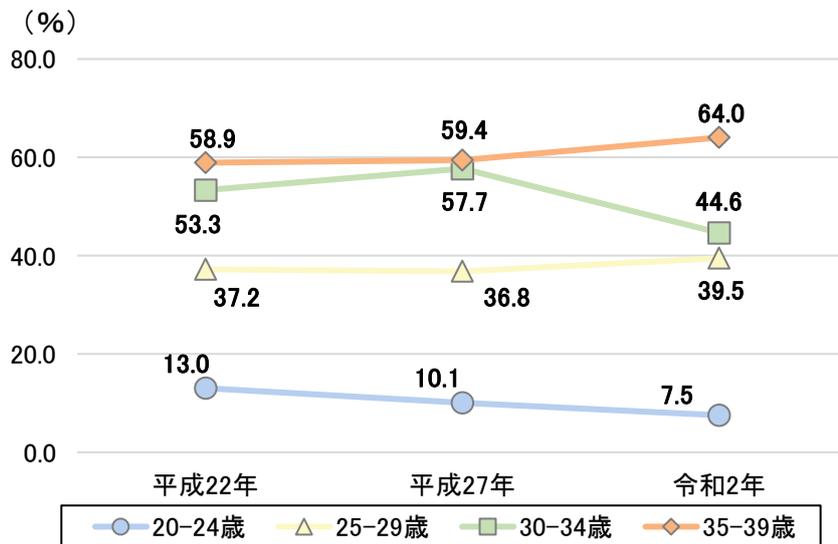


資料：町民課（各年10月1日）

③ 有配偶率と未婚率の状況

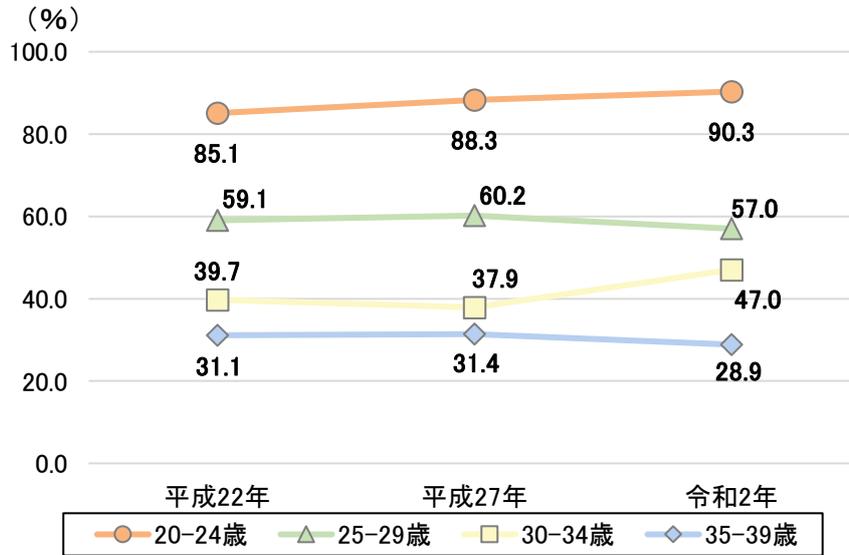
有配偶率は平成27年と比較すると、「20-24歳」、「30-34歳」で減少しています。未婚率は「20-24歳」が増加傾向にあり、令和2年では9割以上となっています。

■ 有配偶率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

■ 未婚率の推移



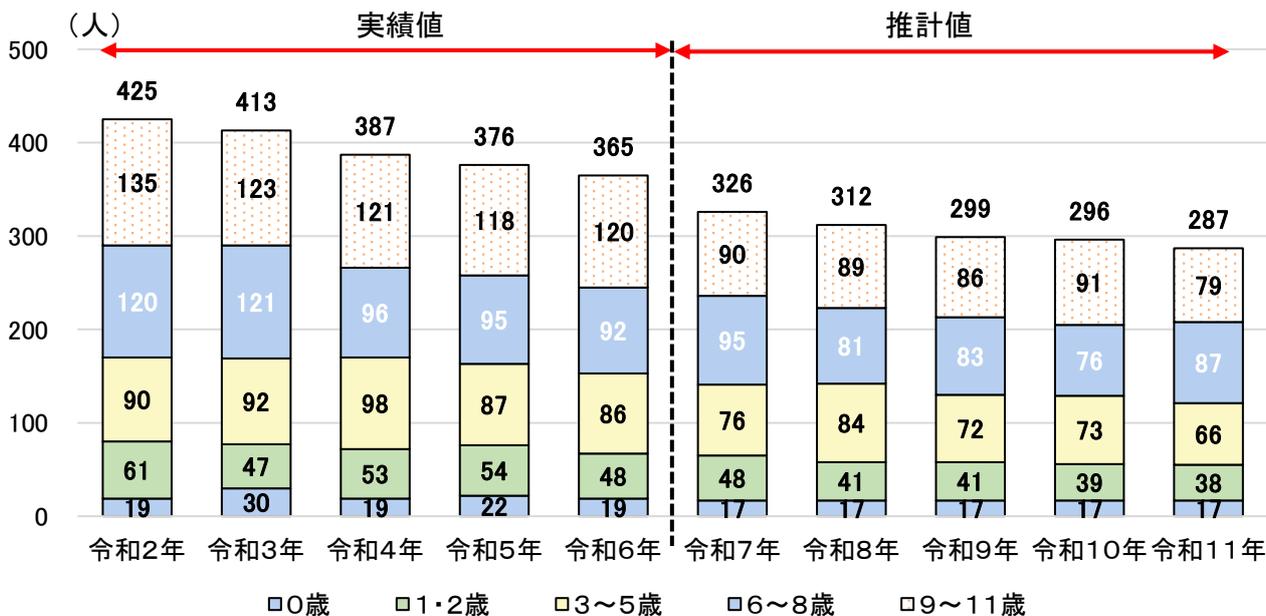
資料：国勢調査（各年10月1日）

④ 人口推計

本町における12歳未満のこどもの人口減少は進んでおり、令和2年から令和6年にかけて60人減少し、365人となっています。

今後の推計値においても人口減少がさらに進み、令和11年には287人と令和6年と比較して78人の減少が見込まれています。

■ こどもの人口の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日時点）をもとにコーホート変化率法で算出

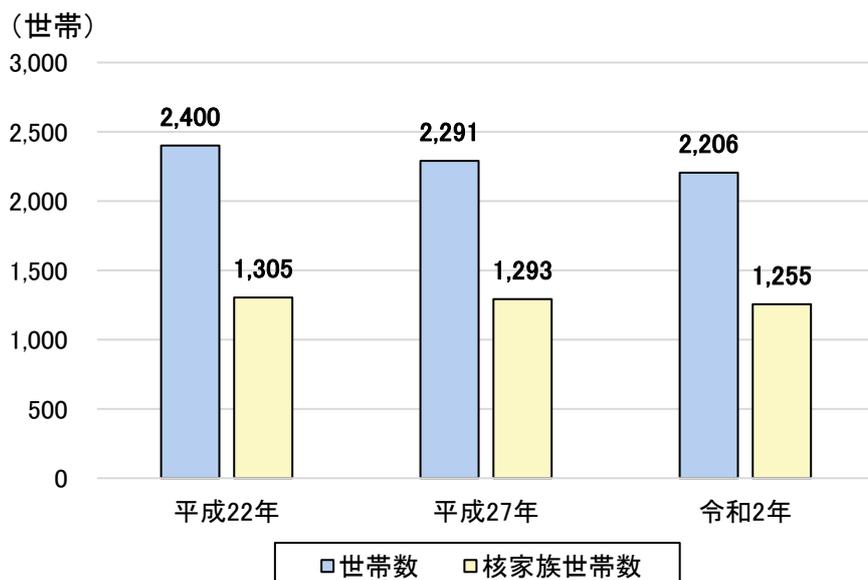
## (2) 世帯・就労の状況

### ① 世帯の状況

世帯数についてみると、令和2年は2,206世帯となっています。平成22年と比較すると、194世帯が減少しています。そのうち核家族世帯数は、令和2年は1,255世帯となっており、平成22年と比較して50世帯が減少しています。

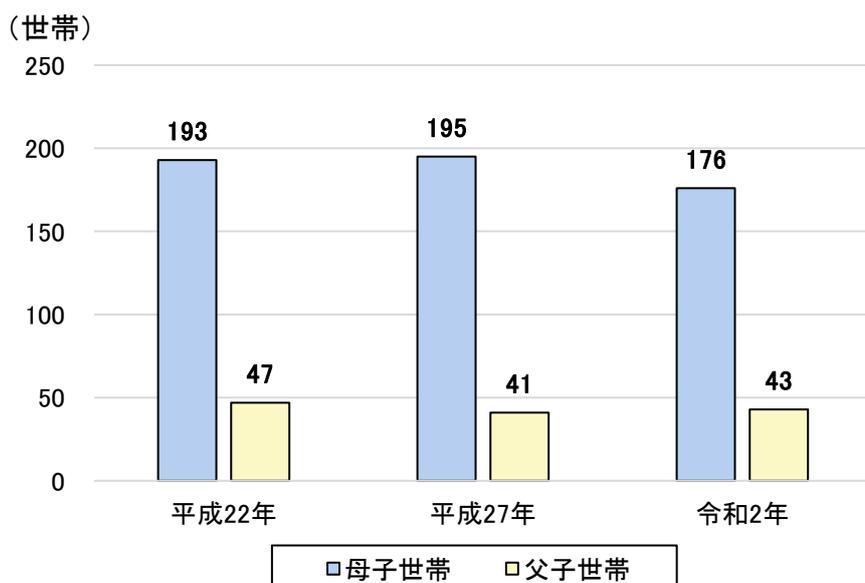
ひとり親世帯数についてみると、令和2年は母子世帯が176世帯、父子世帯が43世帯となっています。

#### ■ 世帯数と核家族世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

#### ■ ひとり親世帯数の推移



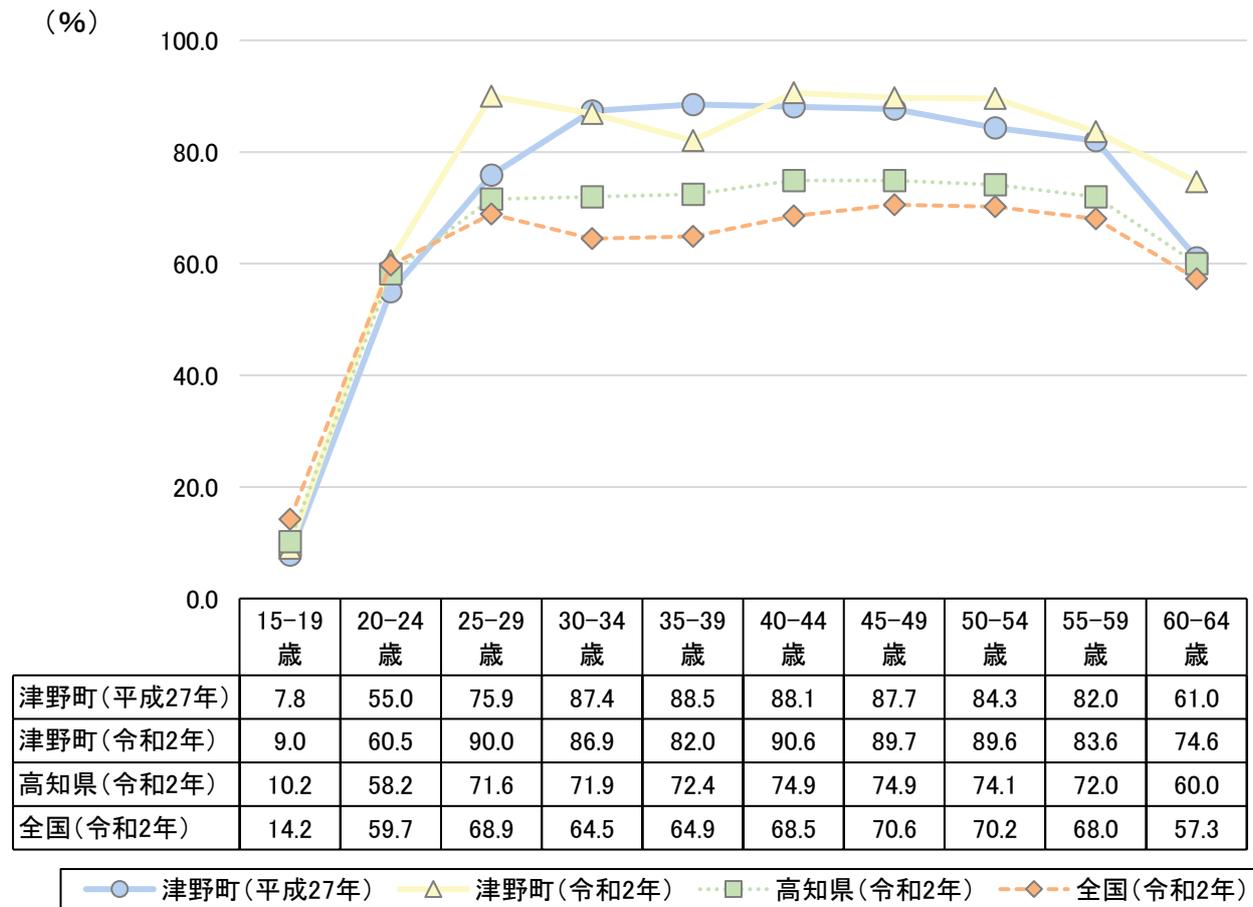
資料：国勢調査（各年10月1日）

## ② 就労の状況

女性の年齢階層別就業率について、全国と比較すると、20歳～64歳までの年齢階層は全国結果を上回っており、本町における女性の就業率が高いという傾向がみられます。また、県との比較でも年齢階層別就業率が比較的高くなっています。

本町の平成27年の結果と比較すると、30代で減少し、40代で増加するM字になっています。

### ■ 女性の年齢階層別就業率の比較



資料：国勢調査（各年10月1日）

### ■ 25～44歳女性の就業率

	女性人口	女性就業者数	就業率
津野町	369人	320人	86.7%
高知県	65,011人	47,421人	72.9%
全国	13,861,783人	9,248,551人	66.7%

資料：国勢調査（令和2年）

### (3) 認定こども園・小学校・中学校の状況

認定こども園の設置数について、令和6年4月1日時点で、本町では認定こども園を2か所設置しています。

児童数について、令和2年度以降横ばい状態となっています。

小学生児童数について、令和2年度以降一貫して減少傾向となっています。

中学生生徒数について、令和4年度に137人に増加して以降は減少傾向となっています。

#### ■認定こども園の児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にじいろ園	97人	95人	99人	98人	99人
さくらんぼ園	46人	44人	47人	42人	40人
合計	143人	139人	146人	140人	139人

資料：教育委員会

#### ■小学校の児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
葉山小学校	123人	115人	104人	100人	137人
精華小学校	55人	54人	43人	42人	
中央小学校	81人	83人	78人	70人	71人
合計	259人	252人	225人	212人	208人

資料：教育委員会

#### ■中学校の生徒数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
葉山中学校	74人	81人	94人	95人	88人
東津野中学校	46人	45人	43人	33人	31人
合計	120人	126人	137人	128人	119人

資料：教育委員会

## 2 アンケート調査結果

### (1) 子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）

#### ■ 調査の目的

本調査は、「第3期津野町子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、本町で確保すべき教育・保育・子育て支援に関する「量の見込み」を算出するため、津野町内の未就学児童・小学生児童の保護者の方を対象にアンケート（ニーズ）調査として実施しました。

#### ■ 調査概要

調査地域	津野町全域	
調査期間と対象者	調査期間	令和6年2月1日～令和6年2月16日
	未就学児童保護者	津野町内在住の0～6歳の未就学の子どもがいる世帯
	小学生児童保護者	津野町内の小学校に通う小学2年生の子どもがいる世帯
抽出方法	調査対象者全数	
調査方法	未就学児童：学校配布・回収 小学生児童：学校配布・回収	
配布数	未就学児童：184件	小学生児童：28件
回収数・率	未就学児童：163件・88.6% 小学生児童：26件・92.9%	

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書の分析文章、グラフ及び表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表中に「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を現しています。

■ 調査結果

子どもの育ちをめぐる環境について

○ 子どもをみてもらえる親族・知人

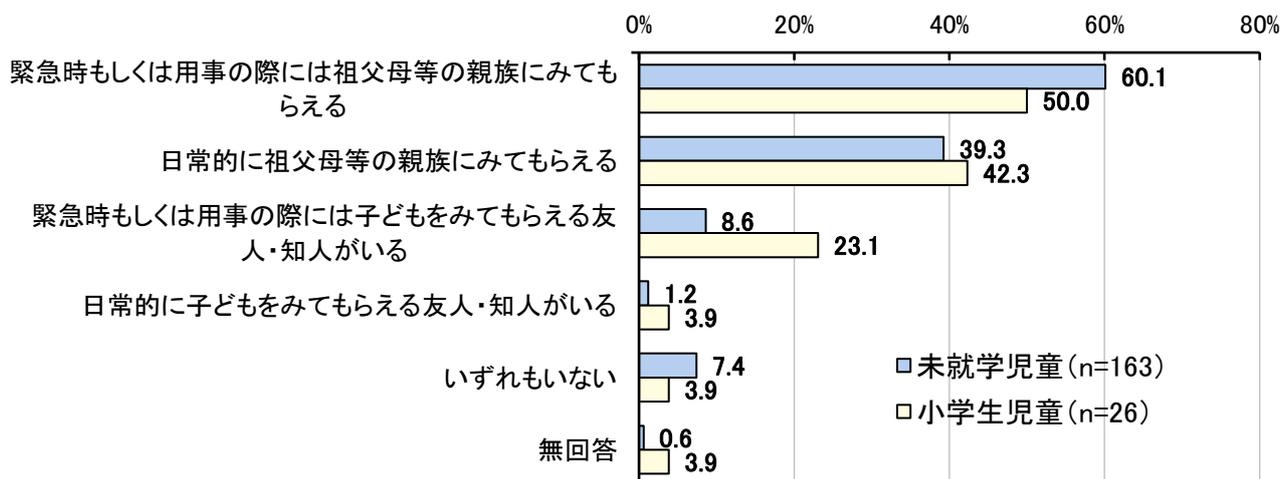
- ・未就学児童、小学生児童ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、未就学児童 60.1%、小学生児童 50.0%となっています。
- ・また、「いずれもない」は未就学児童で 7.4%、小学生児童で 3.9%となっています。

○ 子どもをみてもらっている状況

- ・未就学児童、小学生児童を比較すると、未就学児童をみてもらう方が親族・知人への負担が大きく、心配・不安であるという状況がみてとれます。

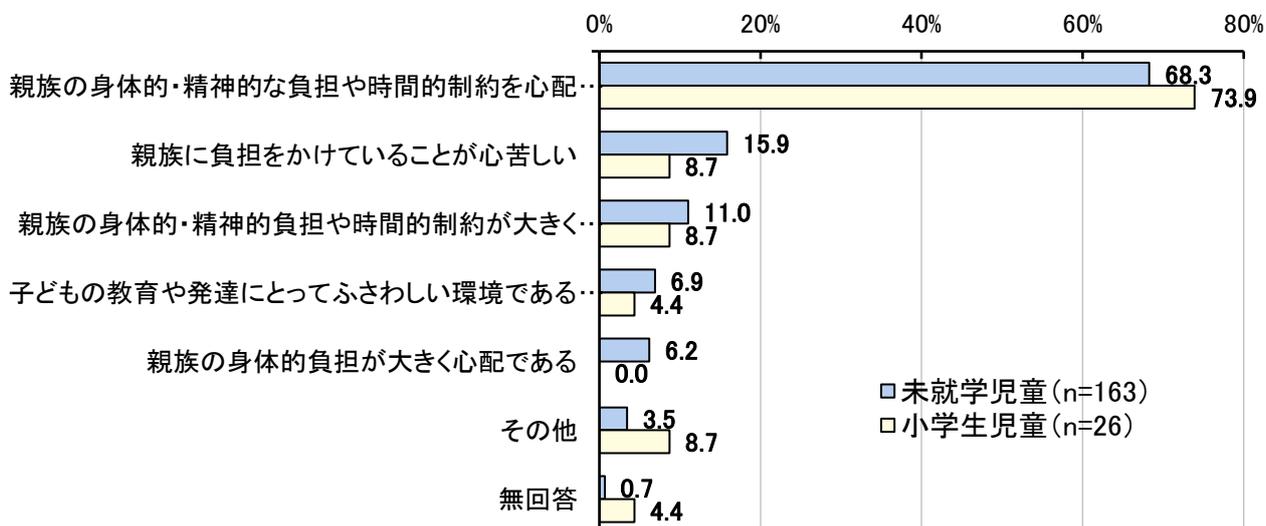
問 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(複数回答)

【未就学児童・小学生児童】



問 日頃、お子さんをみてもらっている状況についてお答えください。(複数回答)

【未就学児童・小学生児童】



## 保護者の就労状況について

### ○母親の就労状況

・未就学児童、小学生児童ともに半数以上がフルタイムで就労しています。

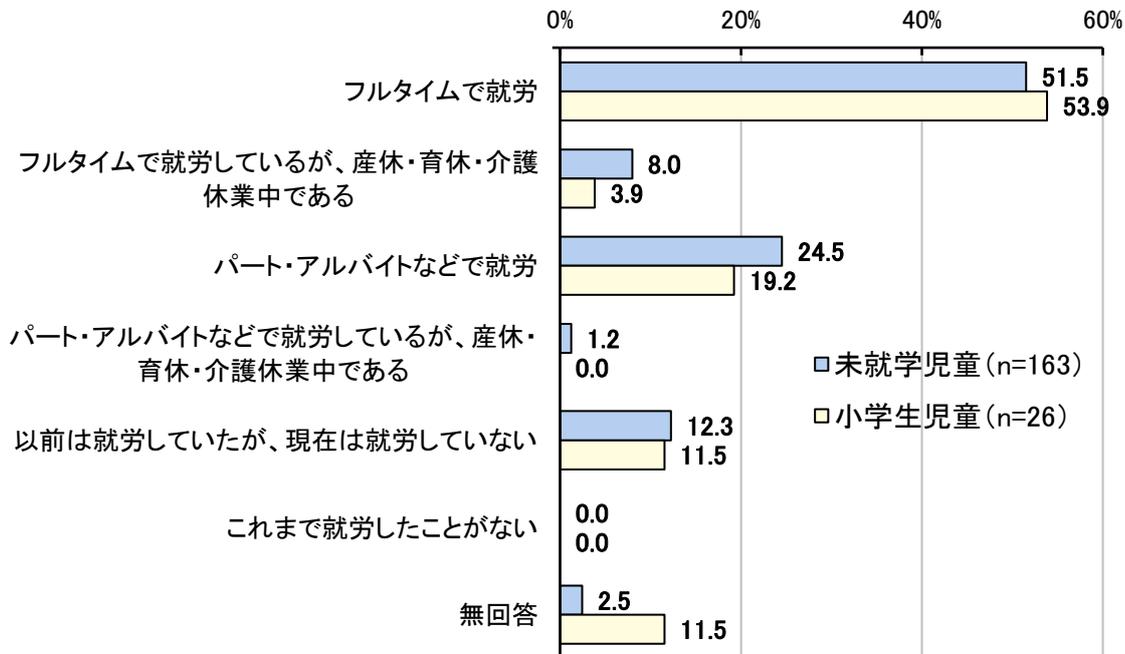
### ○育児休暇の取得

・父親で「取得していない」が79.1%となっています。

・また、その理由として、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が主な理由として挙げられています。

問 お子さんの母親の現在の就労状況をうかがいます。(単数回答)

### 【未就学児童・小学生児童】

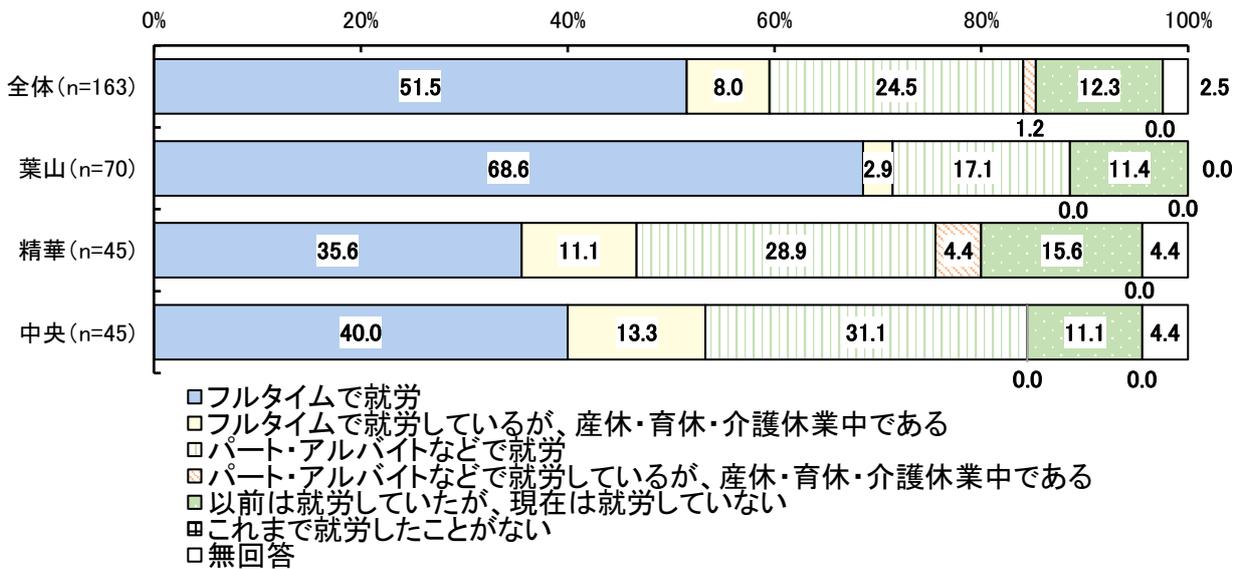


○未就学児の母親の就労状況

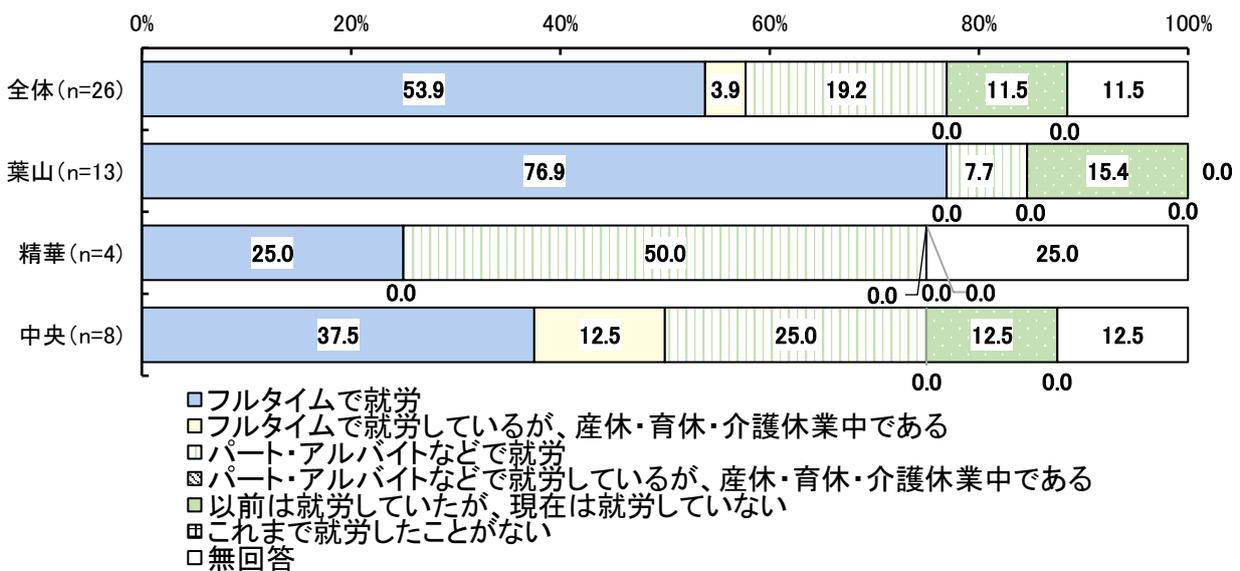
- ・「フルタイムで就労」は、葉山地区 68.6%で、精華地区 35.6%、中央地区 40.0%と比べて高くなっています。
- ・「パート・アルバイトなどで就労」は、精華地区 28.9%、中央地区 31.1%となっています。

問 お子さんの母親の現在の就労状況をうかがいます。(単数回答)

【未就学児童：全体・地区別】

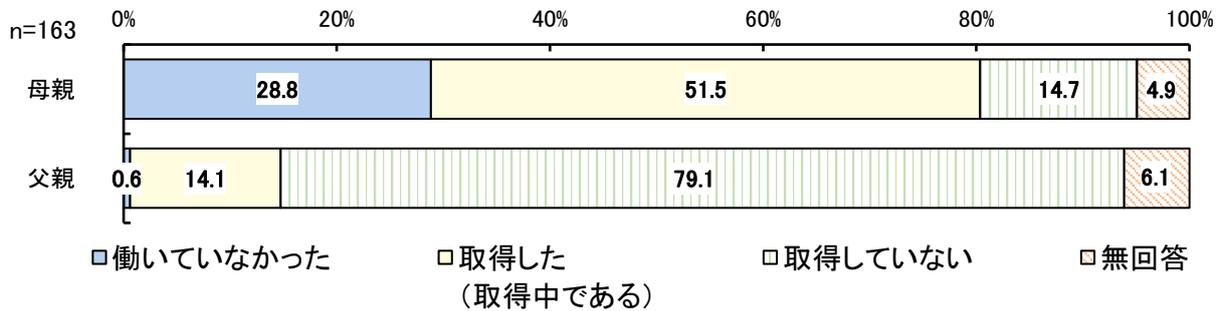


【小学生児童：全体・地区別】



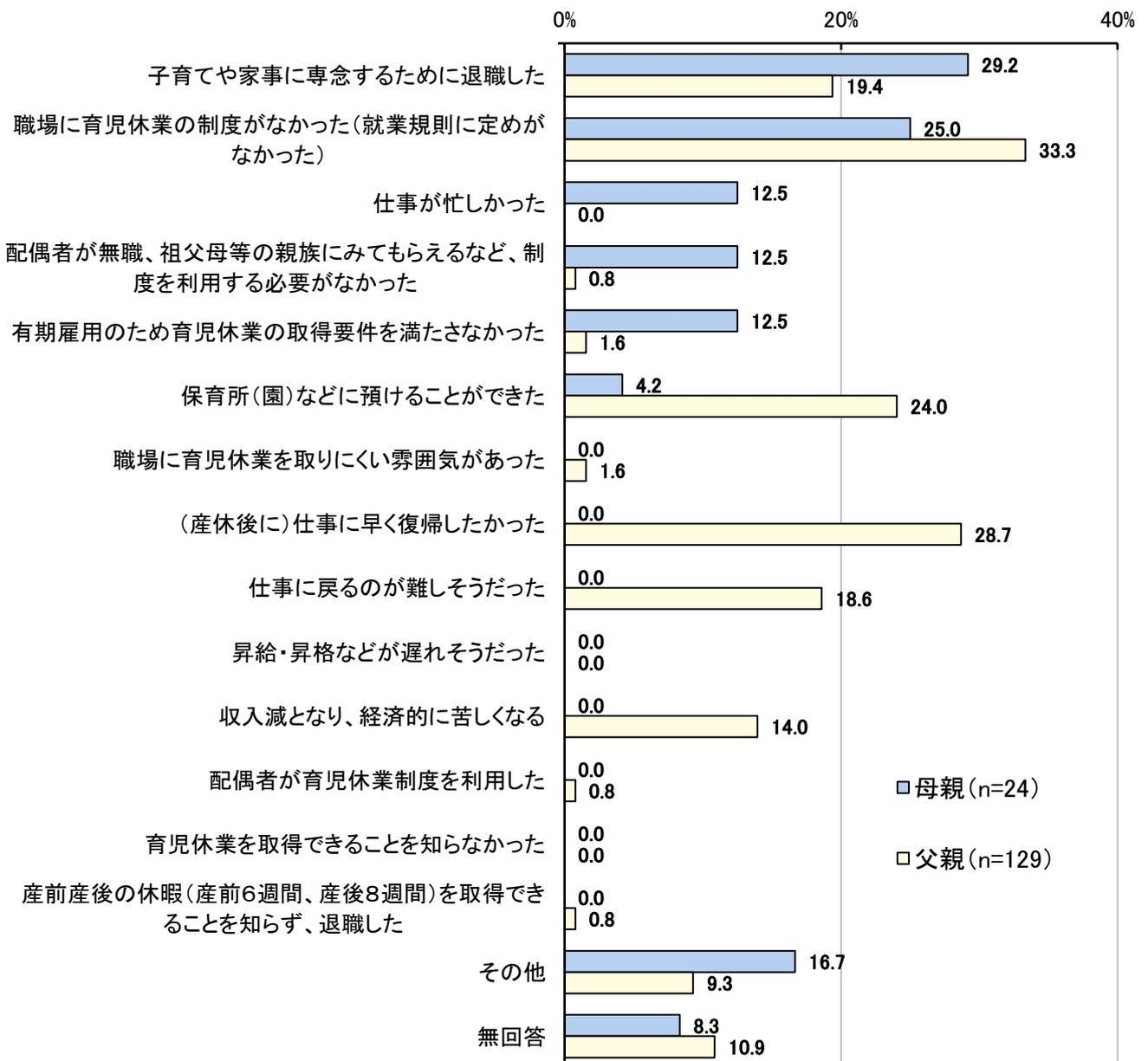
問 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。  
(単数回答)

【母親・父親】 ※未就学児童のみ



育児休業を取得していない理由 (複数回答)

【母親・父親】 ※未就学児童のみ



## 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況について

### ○平日の教育・保育事業の利用状況

- ・「利用している」86.5%、「利用していない」12.3%となっています。
- ・地区別にみると、葉山地区 91.4%で最も高く、精華地区 80.0%と最も低くなっています。

### ○平日の教育・保育事業を利用している理由

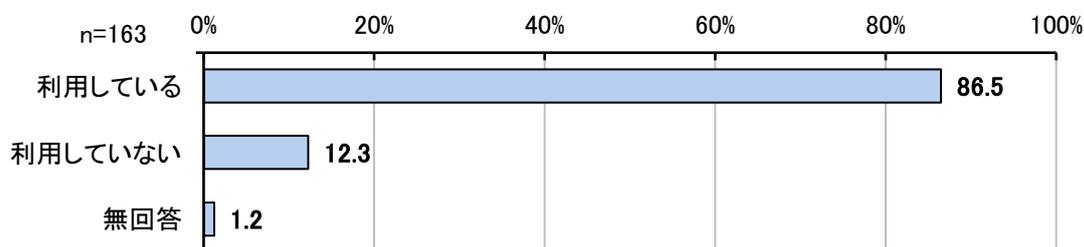
- ・「保護者が、現在就労しているため」が 92.9%、「子どもの教育や発達のため」が 63.8%となっています。

### ○平日の教育・保育事業を利用していない理由

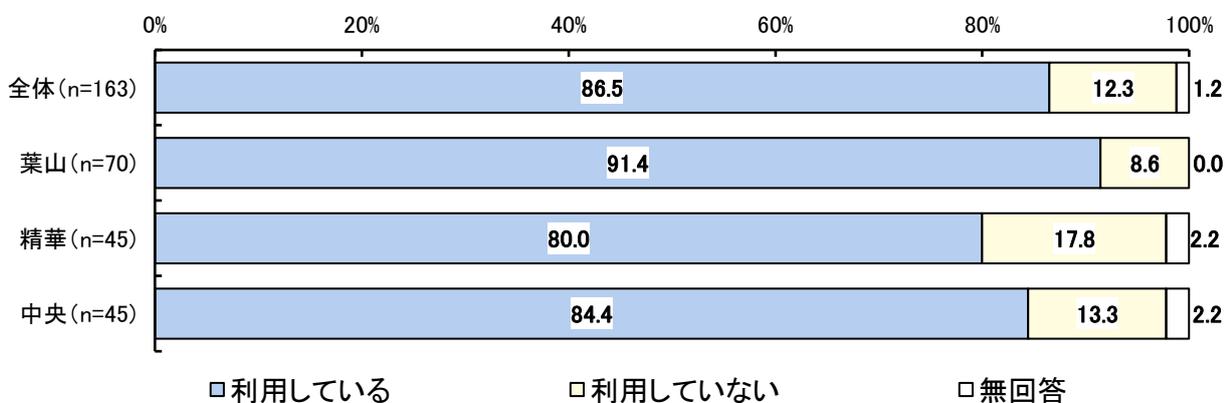
- ・「子どもが小さいため、( ) 歳くらいになったら利用したい」が 55.0%、「利用する必要がないため」が 30.0%となっています。
- ・子どもが2歳になったタイミングでの利用を考えている保護者が多い状況がみとれます。

問 お子さんは現在、認定子ども園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用していますか。(単数回答)

※未就学児童のみ

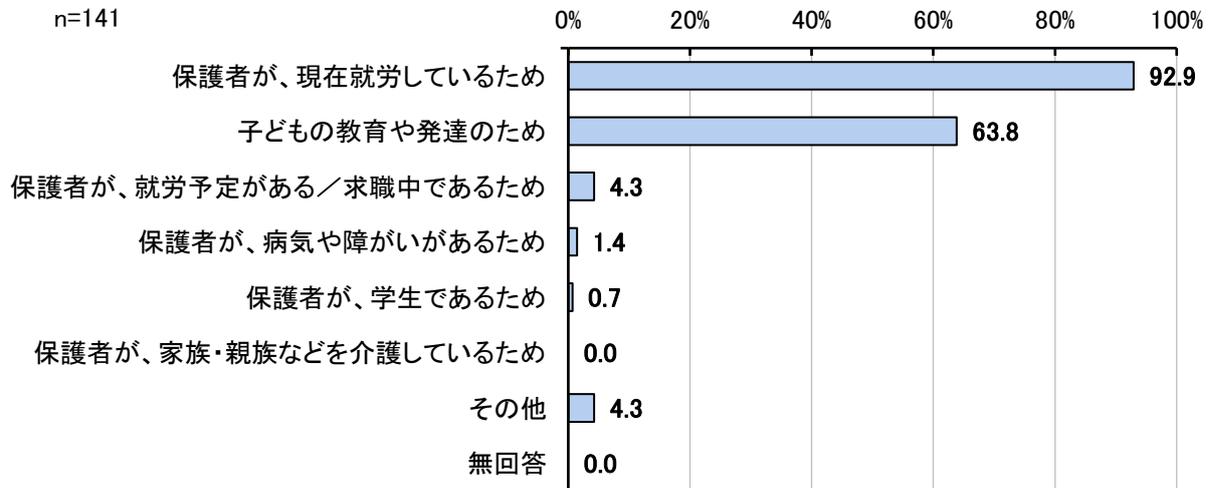


### 【未就学児童：全体・地区別】



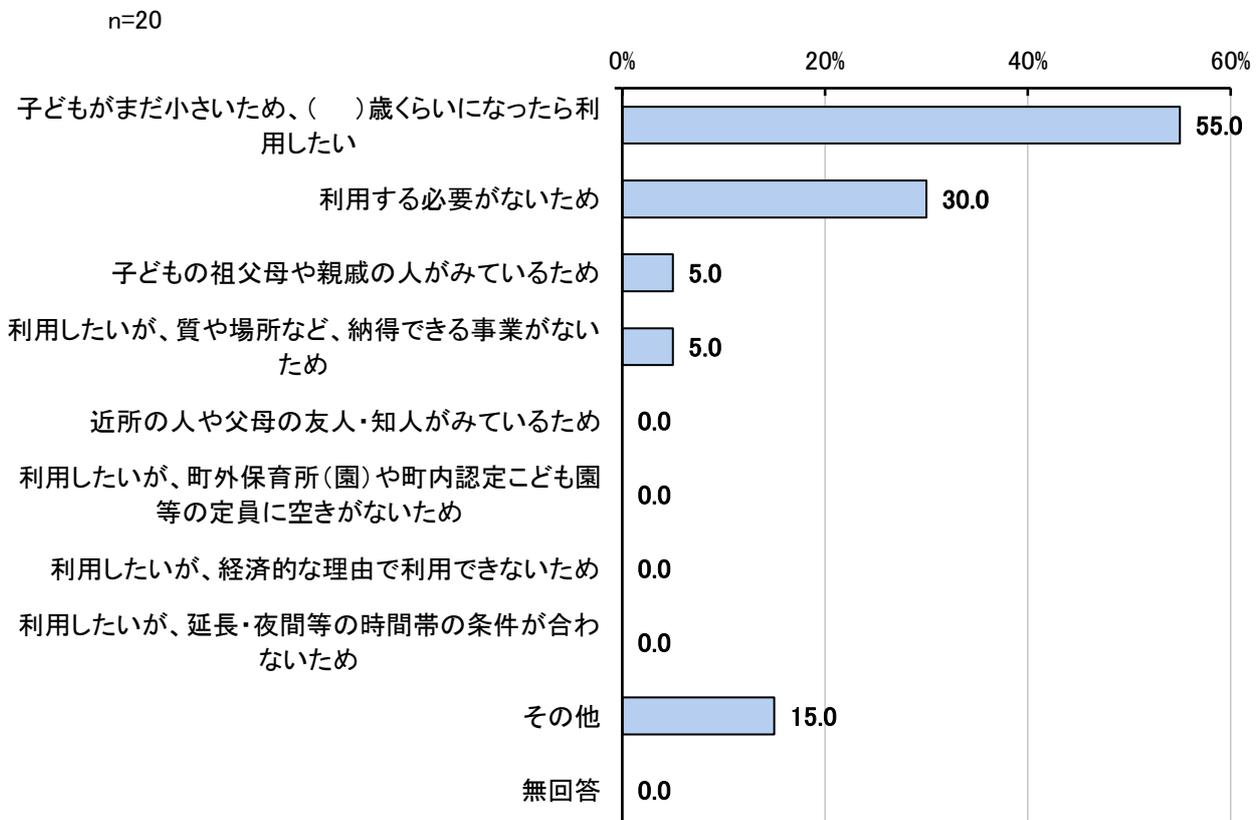
問 平日に「定期的な教育・保育事業」を利用されている理由は何ですか。(複数回答)

※未就学児童のみ



問 「定期的な教育・保育事業」を利用していない理由は何ですか。(複数回答)

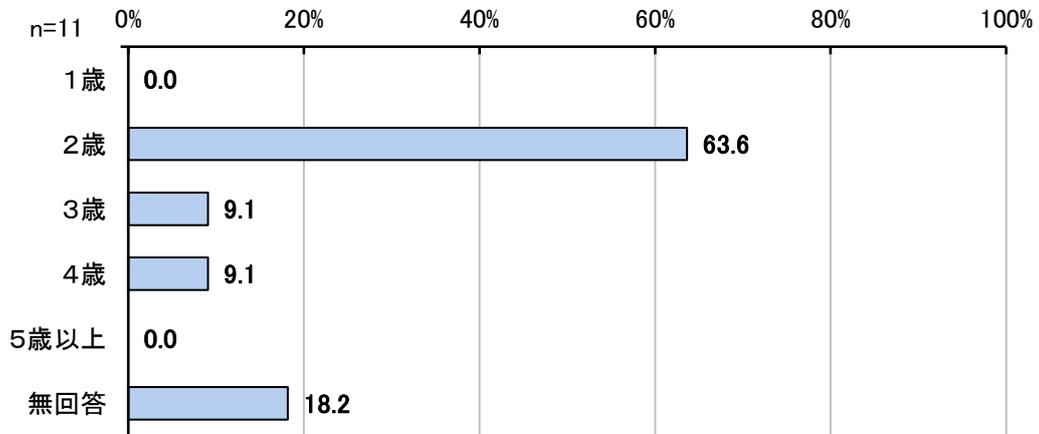
※未就学児童のみ



子どもがまだ小さいため、( ) 歳くらいになったら利用しようと考えている。

(単数回答：数字を記入)

※未就学児童のみ



## お子さんの病気の際の対応について

### ○子どもの病気の際の対処方法

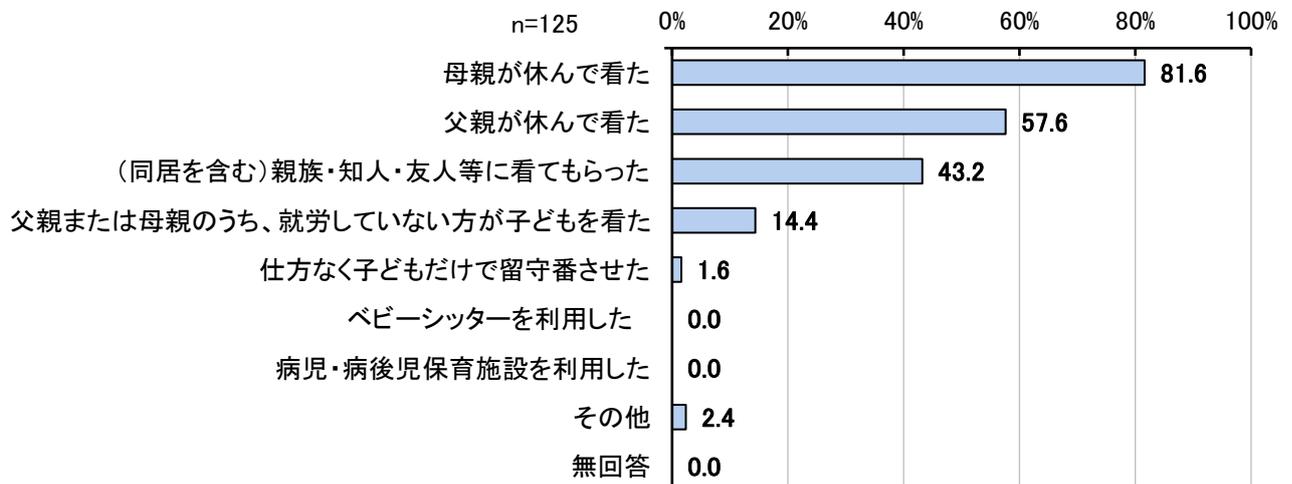
・「母親が休んで見た」が81.6%と最も高く、次いで「父親が休んで見た」が57.6%となっています。

### ○仕事を休んで子どもを看ることができない理由

・「休假日数が足りていないなどの理由で休めない」27.8%が最も高くなっています。

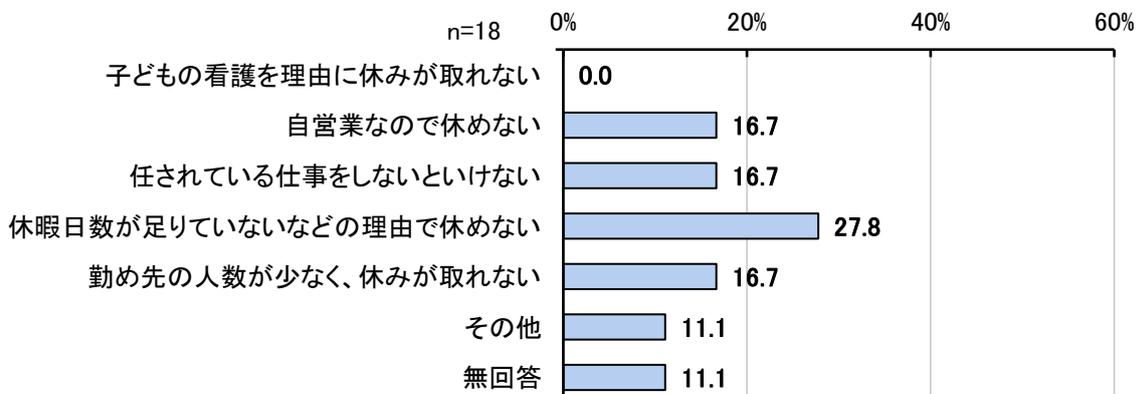
問 お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業（保育所等）が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれですか。（複数回答）

※未就学児童のみ



### 仕事を休んで子どもを看ることができない理由（単数回答）

※未就学児童のみ

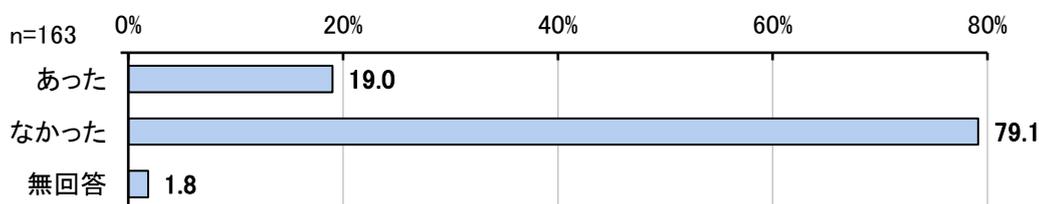


不定期な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

- この1年間で、子どもを泊りがけて保護者以外にみてもらった経験
  - ・「あった」19.0%、「なかった」79.1%となっています。
- 子どもを泊りがけて保護者以外にみてもらわなければならなかった時の対処方法
  - ・「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が93.6%となっており、ショートステイや託児所・ベビーシッターの利用はみられませんでした。

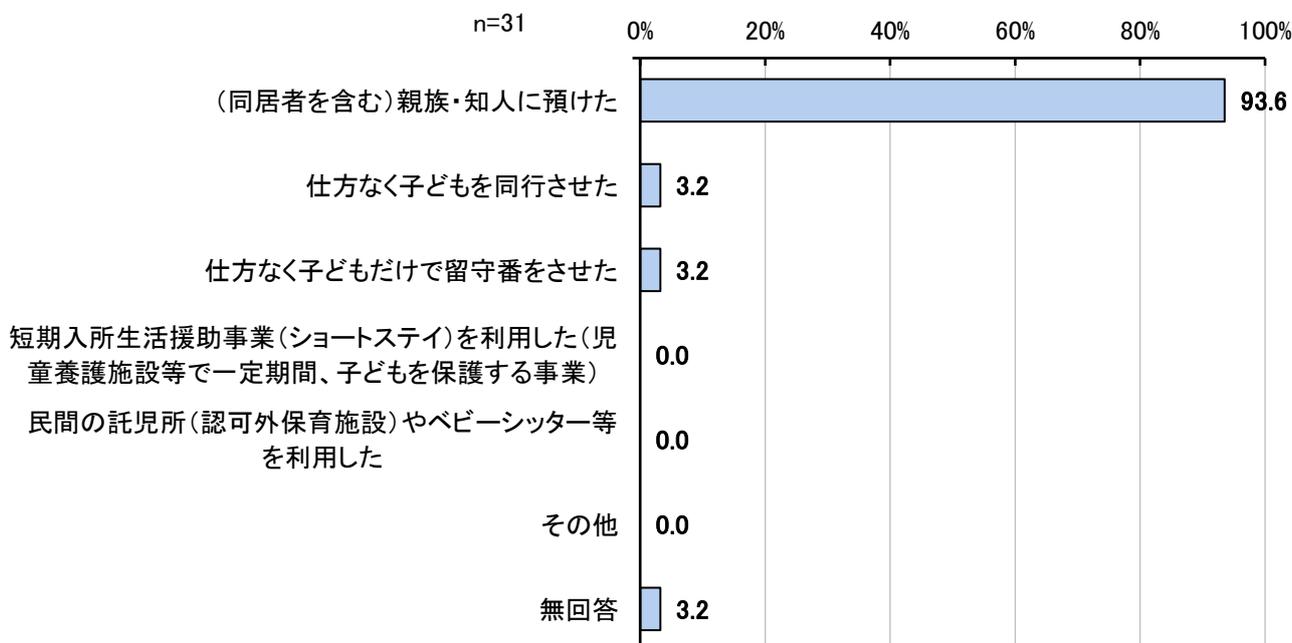
問 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気等)により、お子さんを泊りがけて保護者以外にみてもらわなければならないことがありましたか。  
(単数回答)

※未就学児童のみ



その時の対処方法 (複数回答)

※未就学児童のみ



## 放課後の過ごし方について

### ○平日の放課後の過ごし方

- ・未就学児童では、小学校低学年時は「放課後子ども教室」64.6%、「自宅」35.4%、小学校高学年時は「自宅」66.7%、「習い事」35.4%といった場所で過ごさせたいと考えられています。

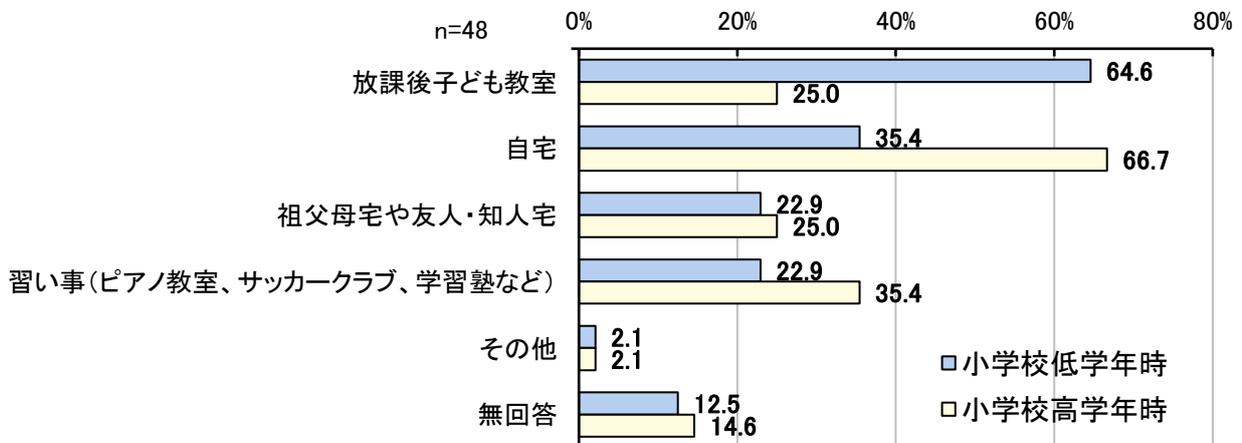
### ○小学生児童が放課後過ごしている場所

- ・「自宅」69.2%、「習い事」、「放課後子ども教室」26.9%となっています。

問 放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

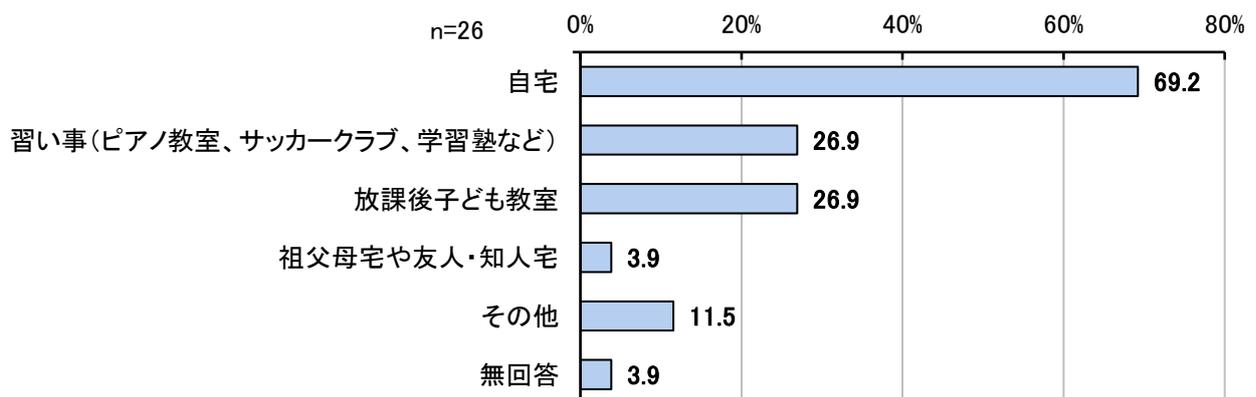
（複数回答）

※未就学児童のみ



問 放課後（平日の小学校終了後）どのような場所で過ごしていますか。（複数回答）

※小学生児童のみ



○放課後の居場所のニーズ（未就学児の意向）

小学校低学年

- ・葉山地区と精華地区の「放課後子ども教室」のニーズは70.0%となっています。
- ・中央地区の「放課後子ども教室」のニーズは56.3%となっています。  
→放課後子ども教室の利用ニーズが地区で異なっています。
- ・中央地区は「自宅」のニーズが50.0%となっています。

小学校高学年

- ・「自宅」のニーズが65.0%~70.0%と高くなっています。
- ・「放課後子ども教室」のニーズが25.0%~30.0%で、低学年に比べニーズは低くなっています。

○小学生児童の放課後の居場所の状況

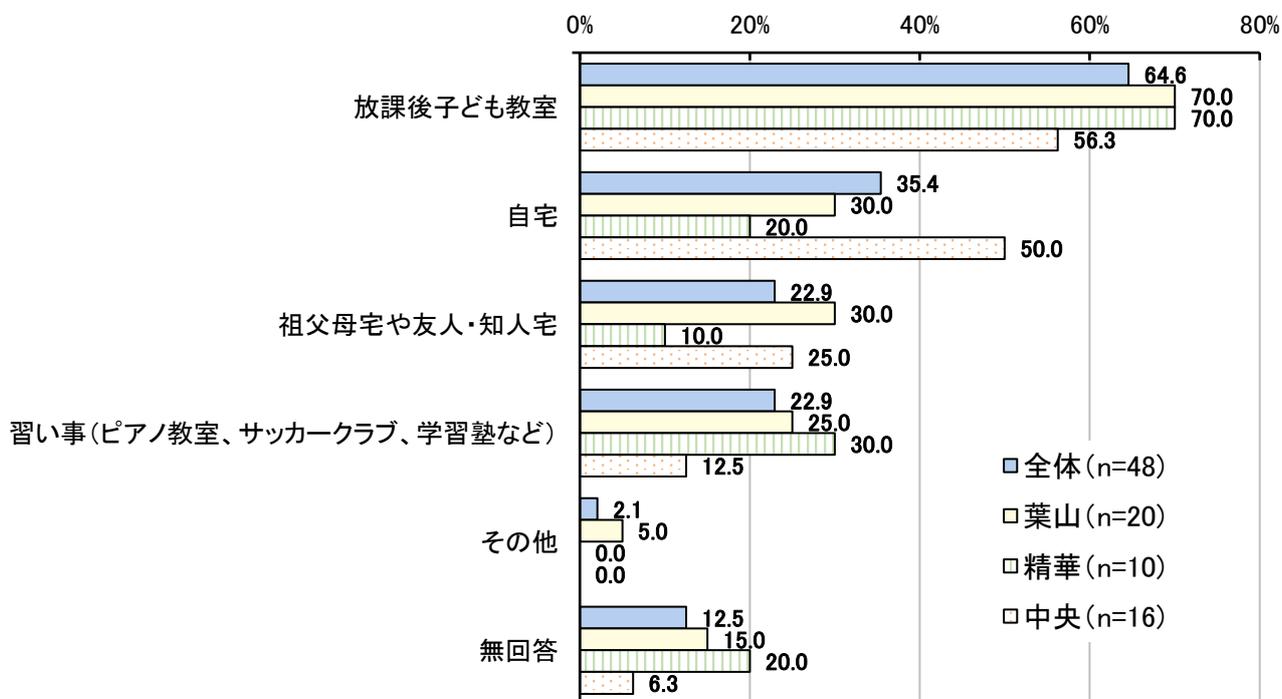
- ・精華地区と中央地区で「自宅」が100.0%となっています。
- ・葉山地区で「放課後子ども教室」が46.2%となっています。  
→現状の「放課後子ども教室」の利用よりもニーズが高くなっています。

問 放課後（平日の小学校終了後）をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

（複数回答）

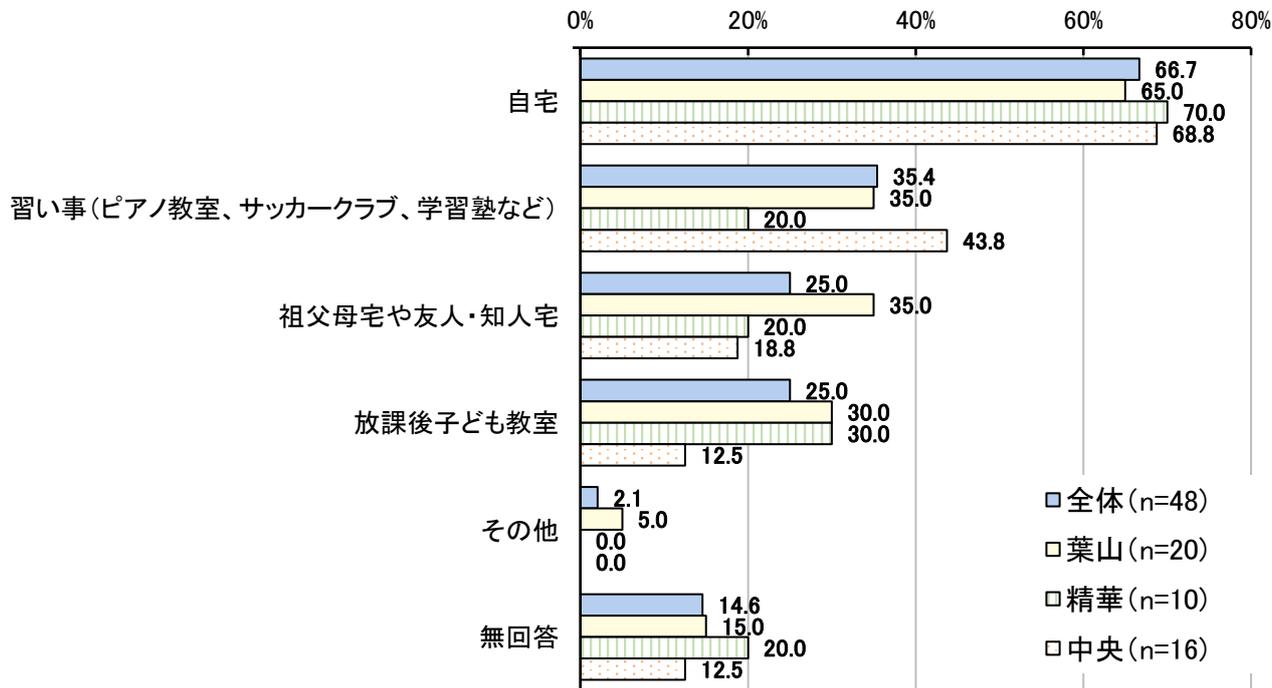
小学校低学年の（1～3年生）のうち

【未就学児童：全体・地区別】



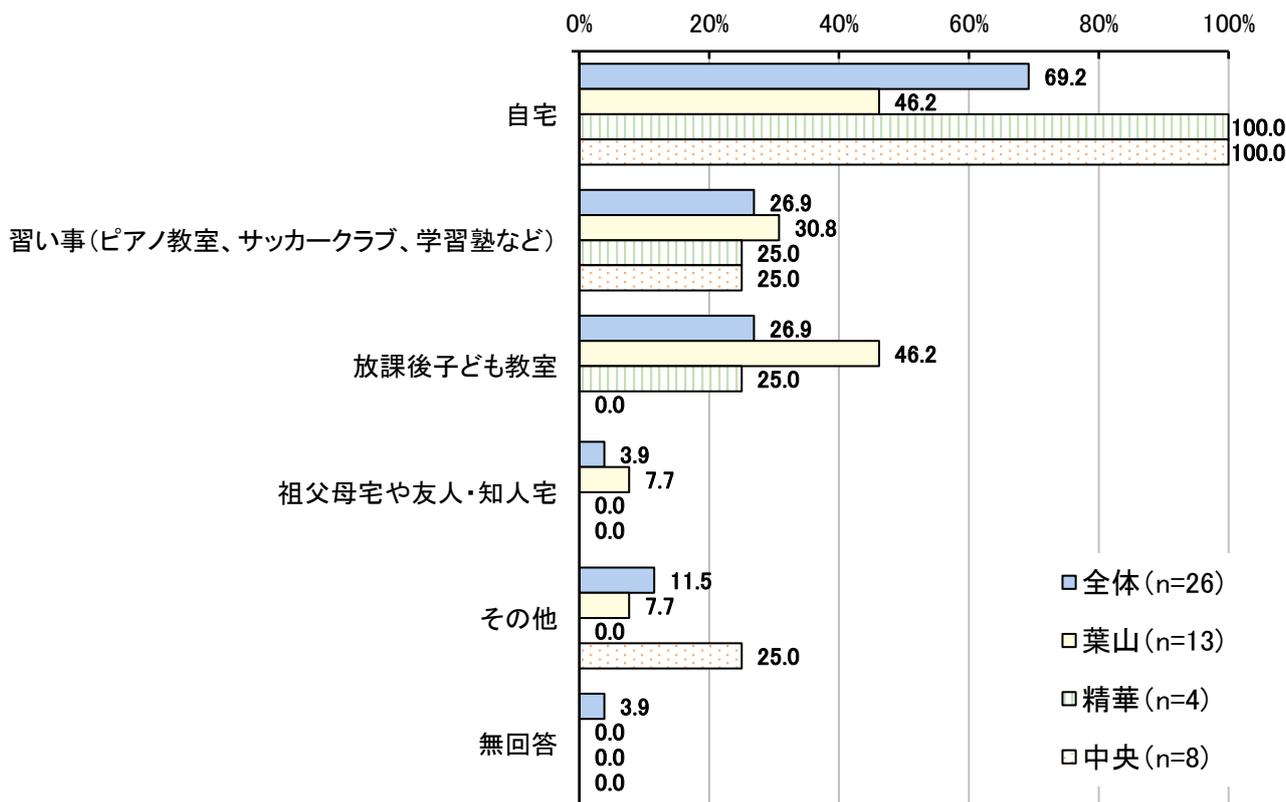
小学校高学年（4～6年生）になったら

【未就学児童：全体・地区別】



問 放課後（平日の小学校終了後）どのような場所で過ごしていますか。（複数回答）

【小学生児童：全体・地区別】



## 子育ての悩みについて

### ○子育てに関する悩み

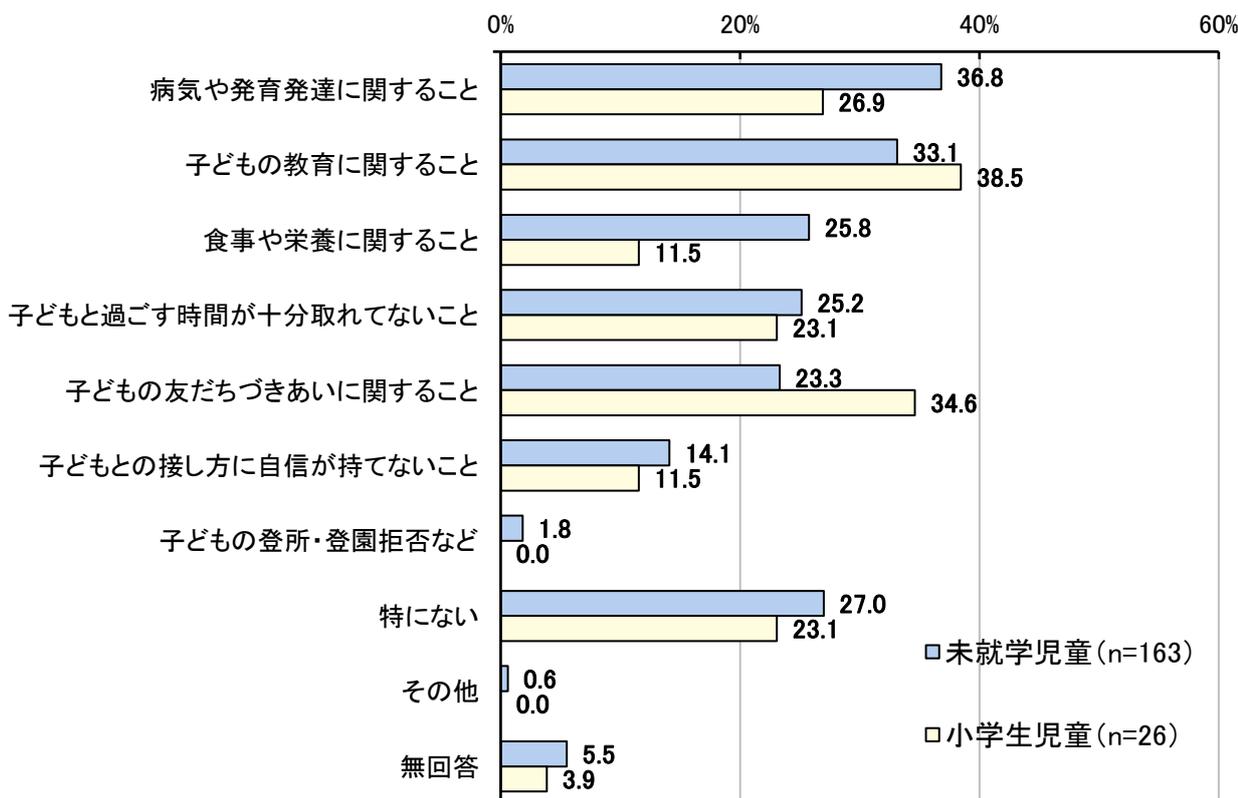
- ・「子どもに関すること」では未就学児童、小学生児童共通での悩みとして「病気や発育発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」が挙げられています。
- ・また、未就学児童では「食事や栄養に関すること」、小学生児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」が目立っており、子どもの成長段階に応じた悩みの状況がみとれます。
- ・「ご自身に関すること」では未就学児童、小学生児童ともに子育てにかかる出費や自分の時間が取れないこと、子育ての疲れやストレスが大きいことが悩みとして挙げられています。

問 子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になることは何ですか。

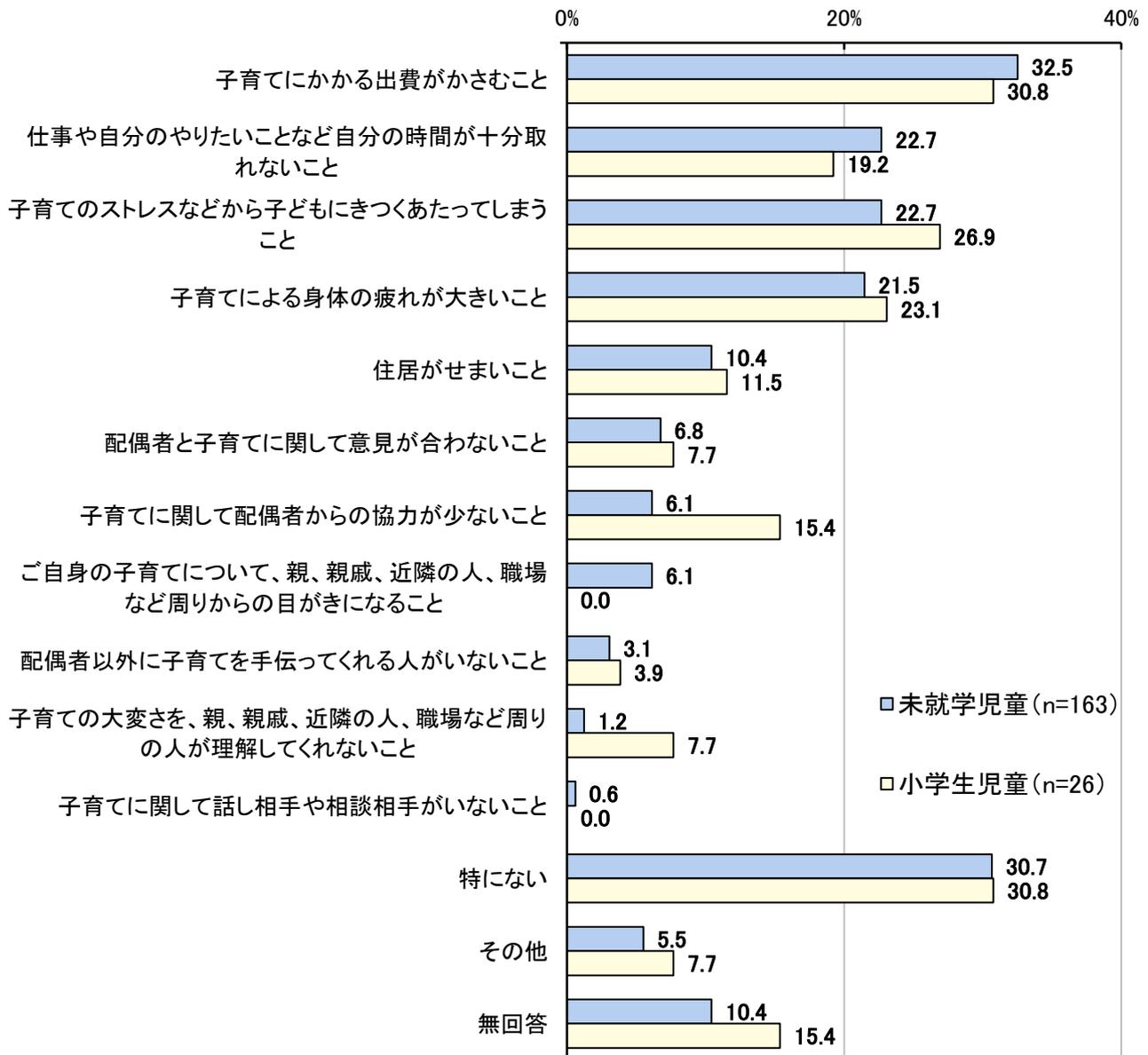
(複数回答)

【未就学児童・小学生児童】

#### (1) 子どもに関すること



(2) ご自身に関すること

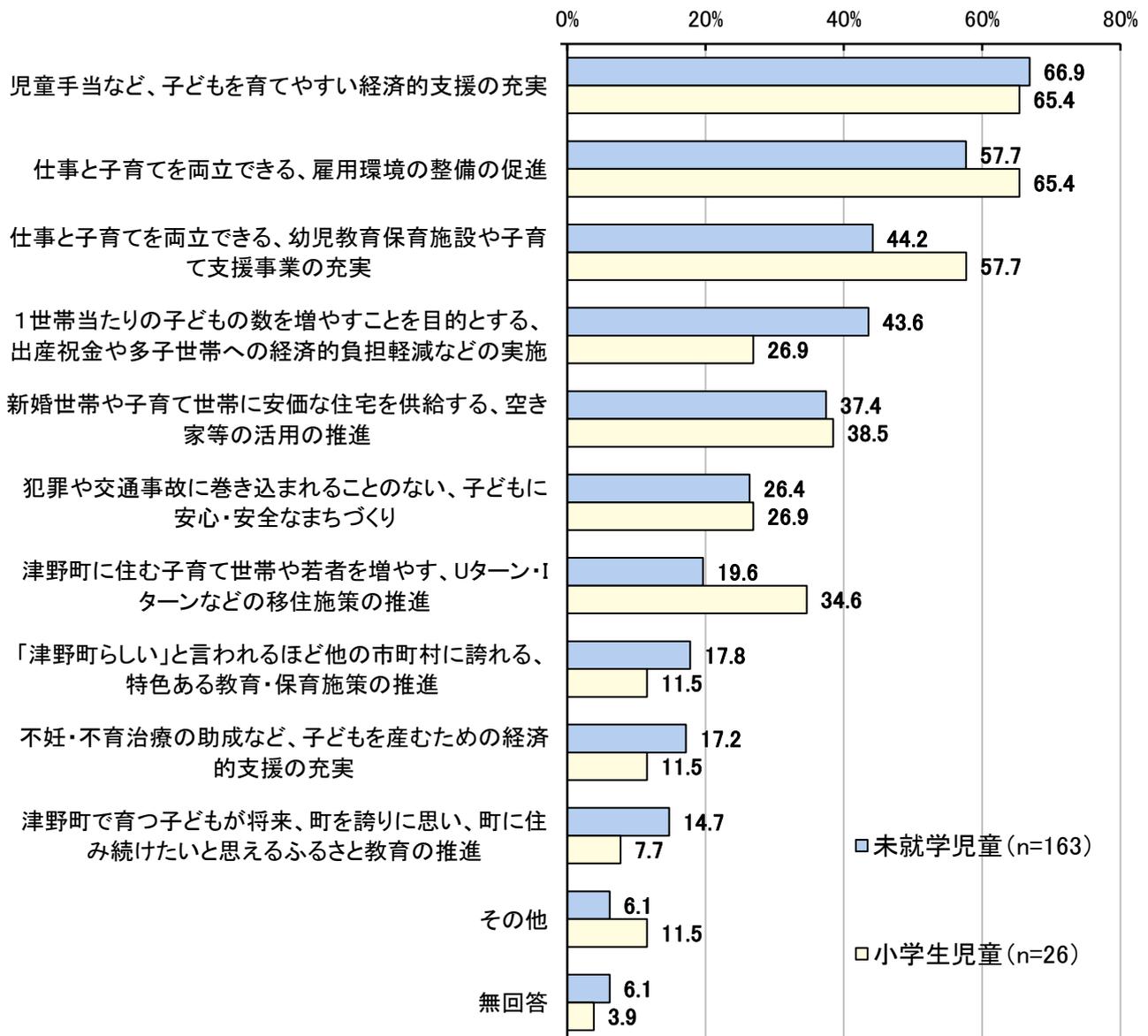


## 津野町の子育て全般について

- 少子化抑制に対して効果的と思われる施策や事業
  - ・未就学児童、小学生児童ともに経済的支援の充実や仕事と子育ての両立を可能とする環境整備に対する関心が高い状況がみてとれます。
  - ・また、未就学児童と小学生児童を比較すると、未就学児童では経済的負担軽減に関すること、小学生児童では移住施策の推進に関することが目立っています。
- 町に期待する子育て支援の充実
  - ・「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」、「児童手当、子ども医療費助成など、子育て世帯への経済的支援の充実」が突出して高くなっています。

問 津野町の少子化を抑止するために効果的と思われる施策や事業について、どのよう  
にお考えですか。(複数回答)

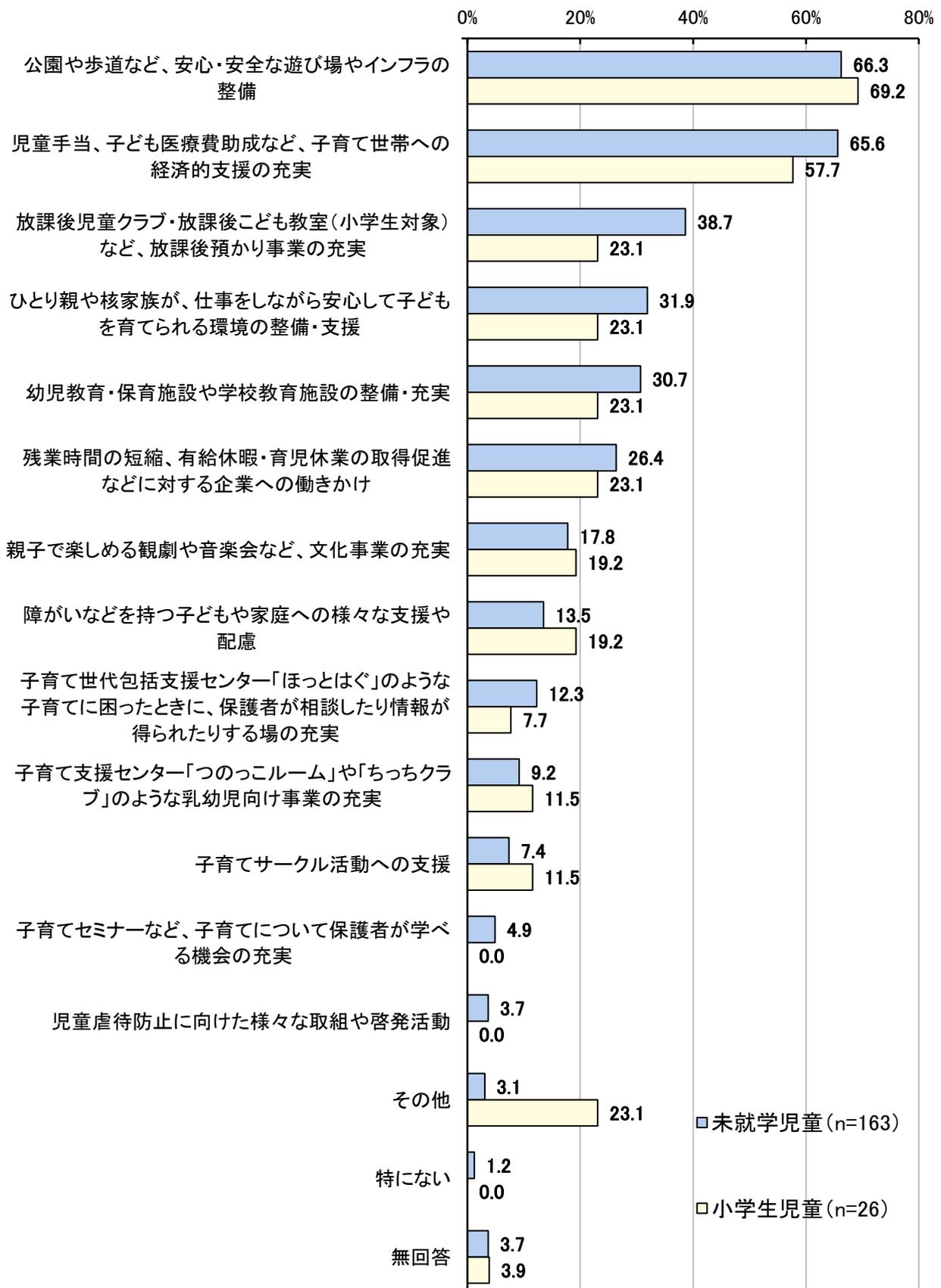
### 【未就学児童・小学生児童】



問 津野町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。

(複数回答)

【未就学児童・小学生児童】

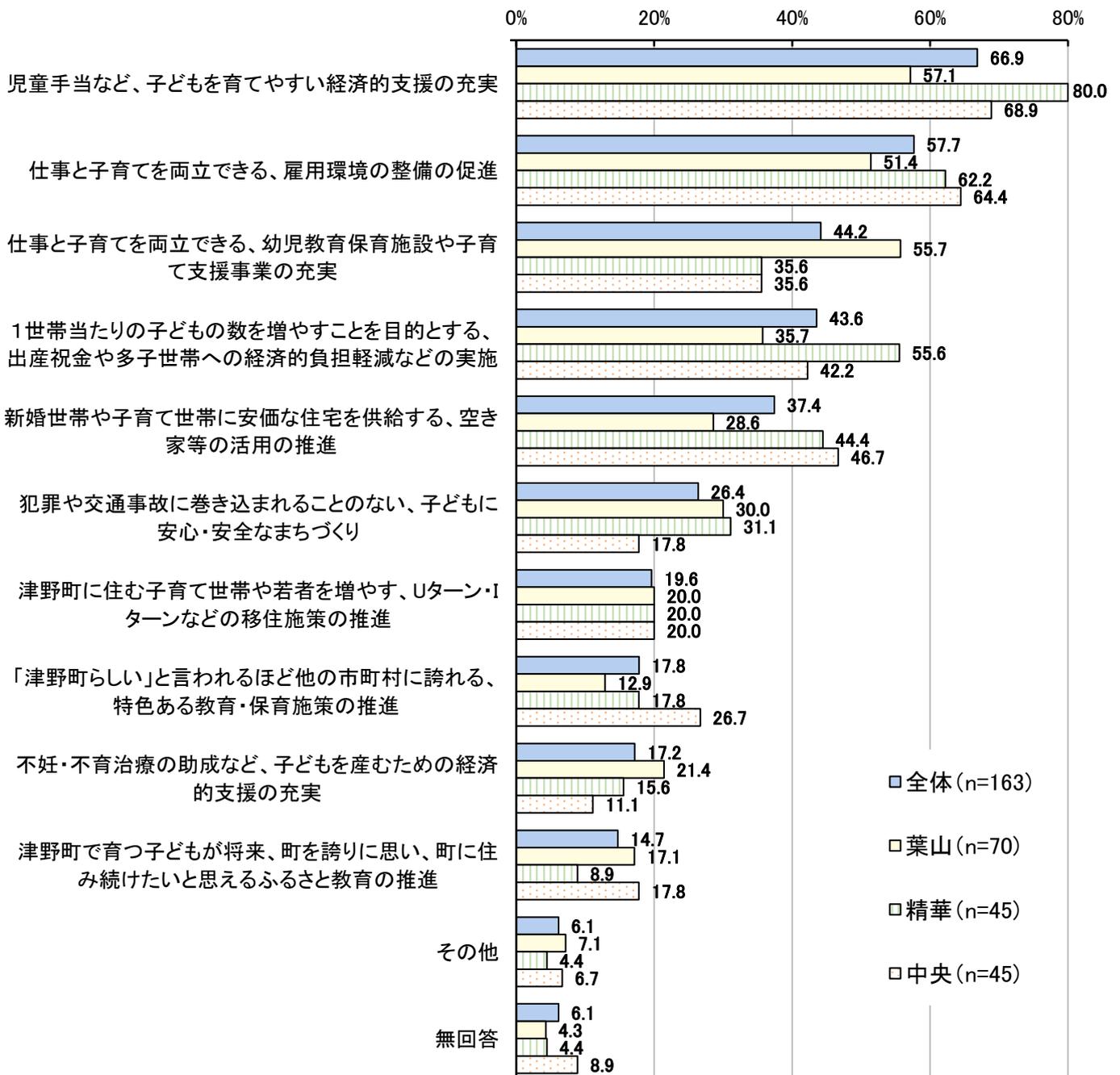


○少子化抑止のために効果的だと思う施策や事業

- ・地区別で見ると、経済的支援に関する項目で精華地区が他の地区より割合が高い傾向がみてとれます。
- ・また、葉山地区で「仕事と子育てを両立できる、幼児教育保育施設や子育て支援事業の充実」が55.7%と高くなっています。

問 津野町の少子化を抑止するために効果的と思われる施策や事業について、どのよう  
にお考えですか。(複数回答)

【未就学児童：全体・地区別】

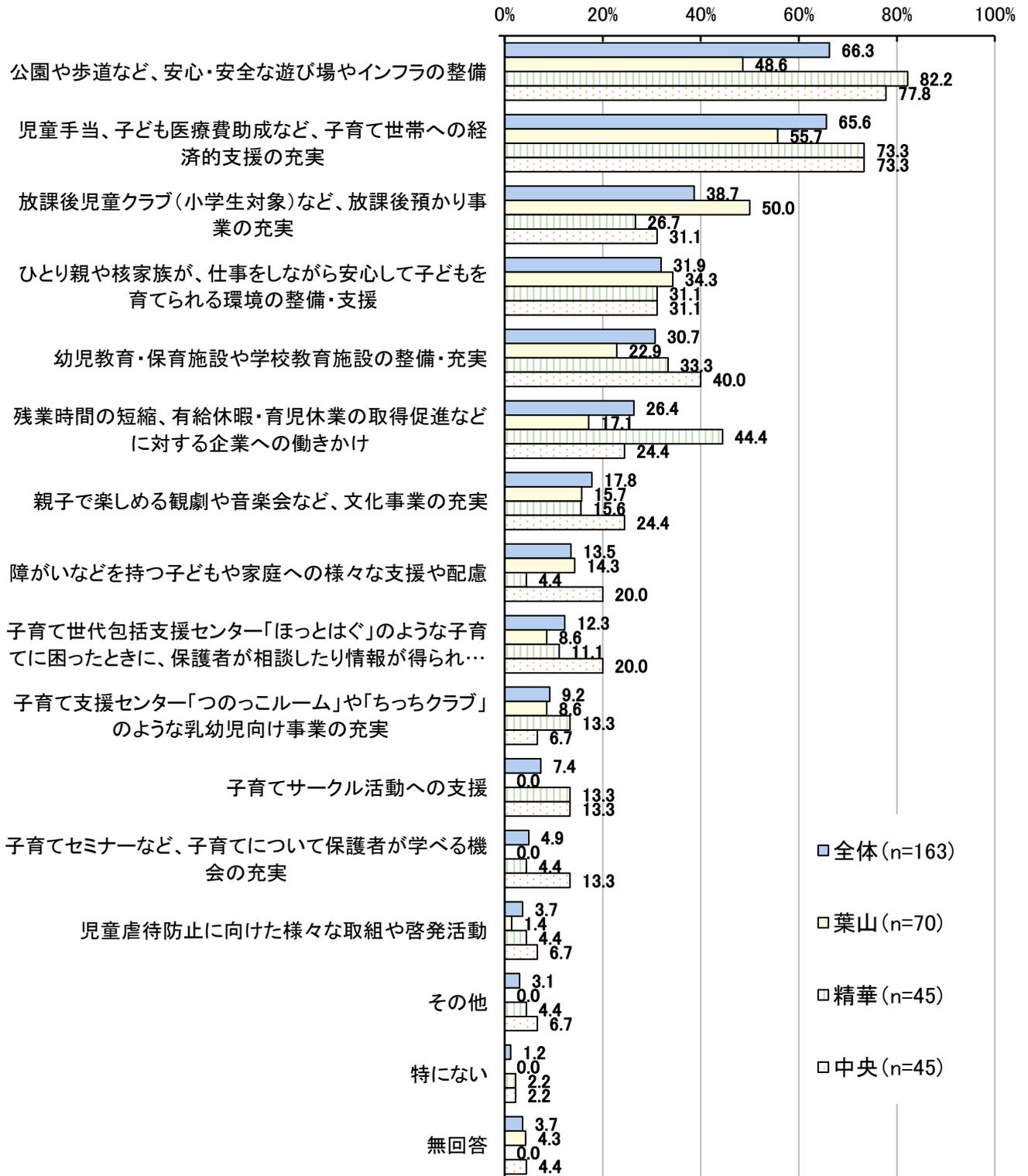


問 津野町に、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。(複数回答)

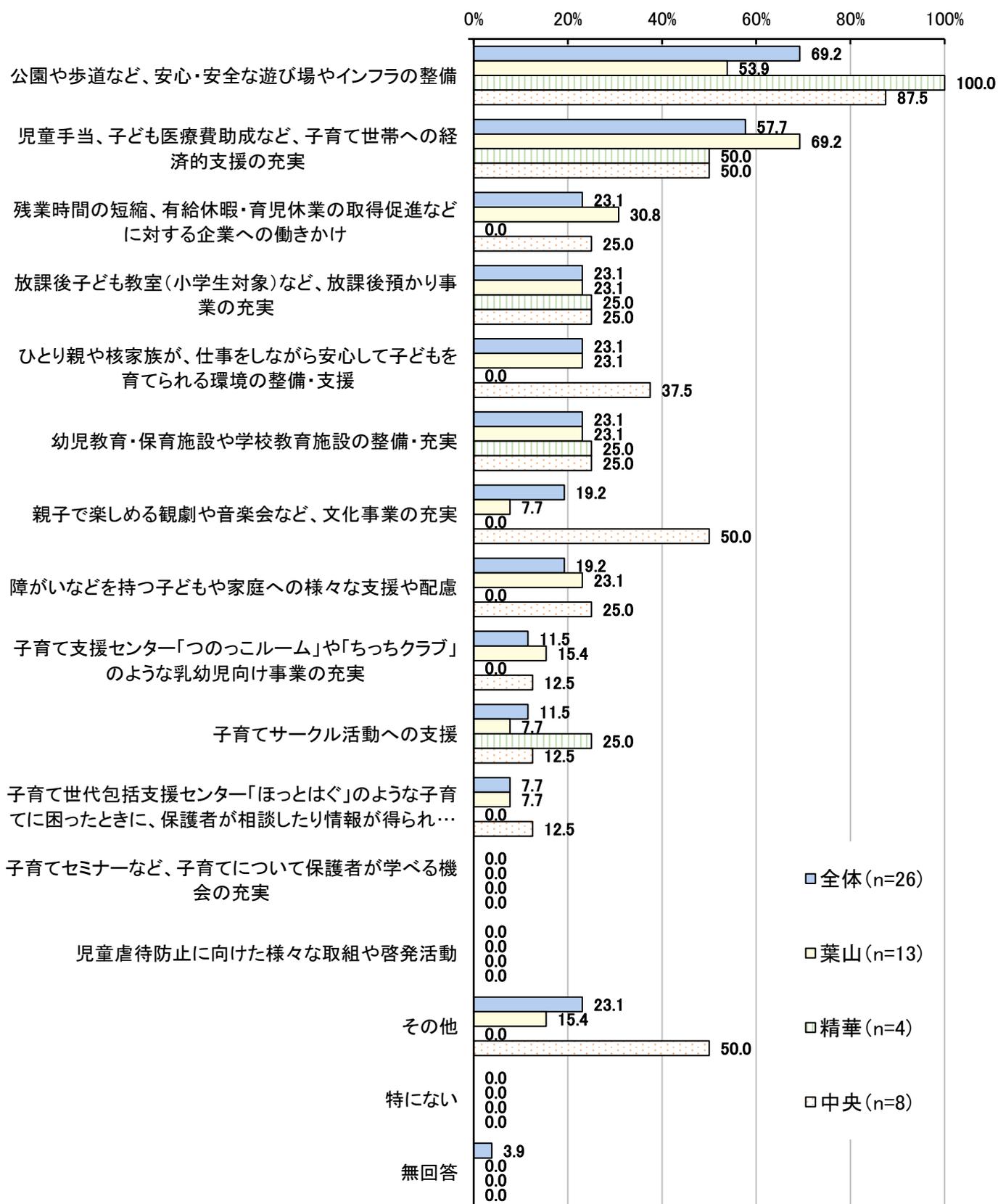
○ 充実を期待する支援

・ 地区別で見ると、「公園や歩道など、安心・安全な遊び場やインフラの整備」で葉山地区と精華・中央地区の差が大きく、環境整備に差がある状況がうかがえます。

【未就学児童：全体・地区別】



【小学生児童：全体・地区別】



## (2) 子どもの生活状況調査

### ■ 調査の目的

本調査は、「第3期津野町子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、子育ての実情やお子さんの生活状況を把握することを目的に、津野町内に居住している小学4～6年生と中学校1～2年生のいる家庭を対象にアンケート調査として実施しました。

### ■ 調査概要

調査地域	津野町全域		
調査期間と対象者	調査期間	令和6年2月1日～令和6年2月16日	
	小学生	津野町内小学校の4～6年生	
	中学生	津野町内中小学校の1～2年生	
	保護者	上記小・中学校児童生徒の保護者	
抽出方法	調査対象者の全数調査		
調査方法	小学生	学校配布・回収	
	中学生	学校配布・回収	
	保護者	学校配布・回収	
配布数	小学生：119件	中学生：87件	保護者：206件
回収数・率	小学生：113件・95.0% 中学生：79件・90.8% 保護者：190件・92.2%		

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本報告書の分析文章、グラフ及び表においても反映しています。
- ・複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- ・グラフ及び表中に「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ・グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を現しています。

■ 調査結果

本調査では、保護者・子供の生活状況について、全国調査結果から導き出された実態と比較し、津野町の現状を分析しています。追加資料として、「等価世帯収入」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析を行いました。

分析の結果、

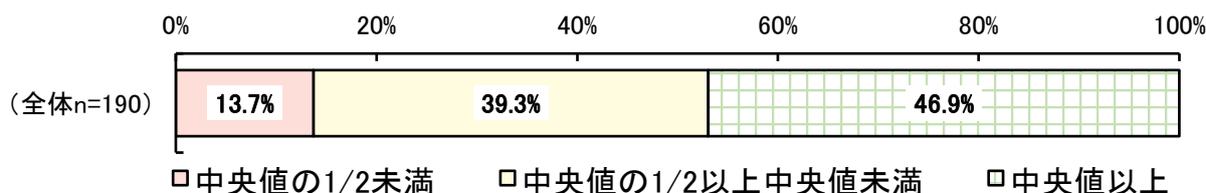
- 世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子供の学習・生活・心理など様々な面が影響を受けていた。
- 特に「等価世帯収入が中央値の2分の1未満」のもっとも収入が低い世帯及び「等価世帯収入が中央値の2分の1以上だが中央値未満」の世帯や、ひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面している。

上記の現状がわかりました。

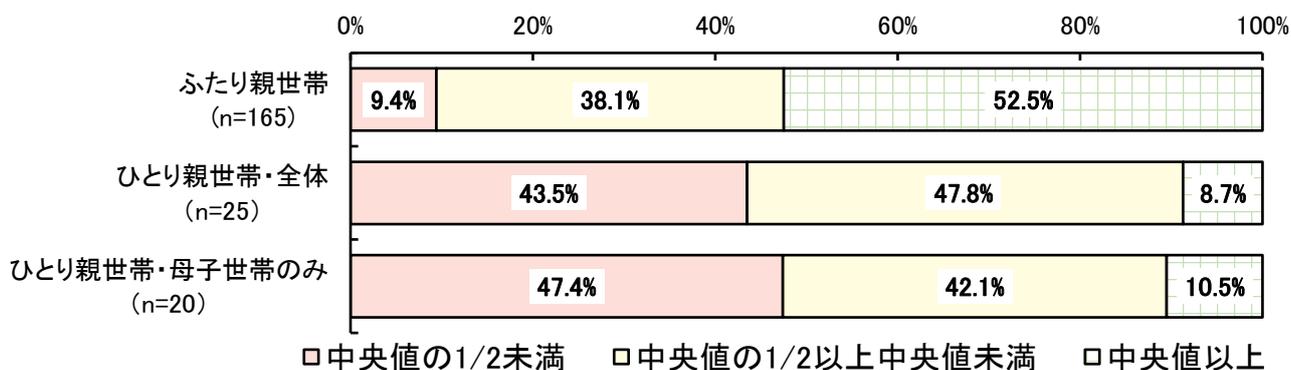
◎ 等価世帯収入の算出結果

分類		津野町	国
中央値となる等価世帯収入		258.1万円	317.5万円
中央値の2分の1となる等価世帯収入		129.1万円	158.8万円
中央値の2分の1未満	貧困の課題あり	13.2%	12.9%
中央値の1/2以上中央値未満	貧困の課題を抱えるリスクあり	36.7%	36.9%
中央値以上		50.1%	50.2%

・ 津野町の等価世帯収入の水準



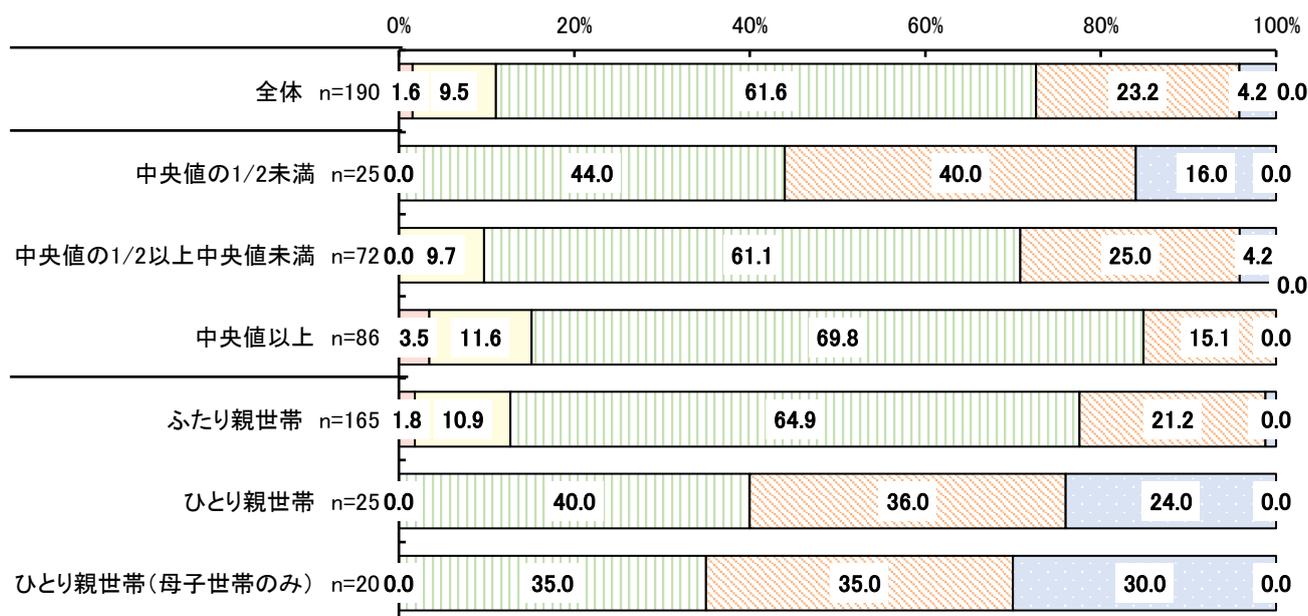
・ 津野町の世帯の状況別、等価世帯収入の水準



●現在の暮らしの状況について

「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した割合は、もっとも収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、全体の2倍以上に及んだ。

- ・(全体) 苦しい+大変苦しい=27.4%
- ・(中央値の1/2未満) 苦しい+大変苦しい=56.0%
- ・(ひとり親) 苦しい+大変苦しい=60.0%



□大変ゆとりがある □ゆとりがある □ふつう □苦しい □大変苦しい □無回答

●食料・衣類が買えなかった経験や公共料金の未払いについて

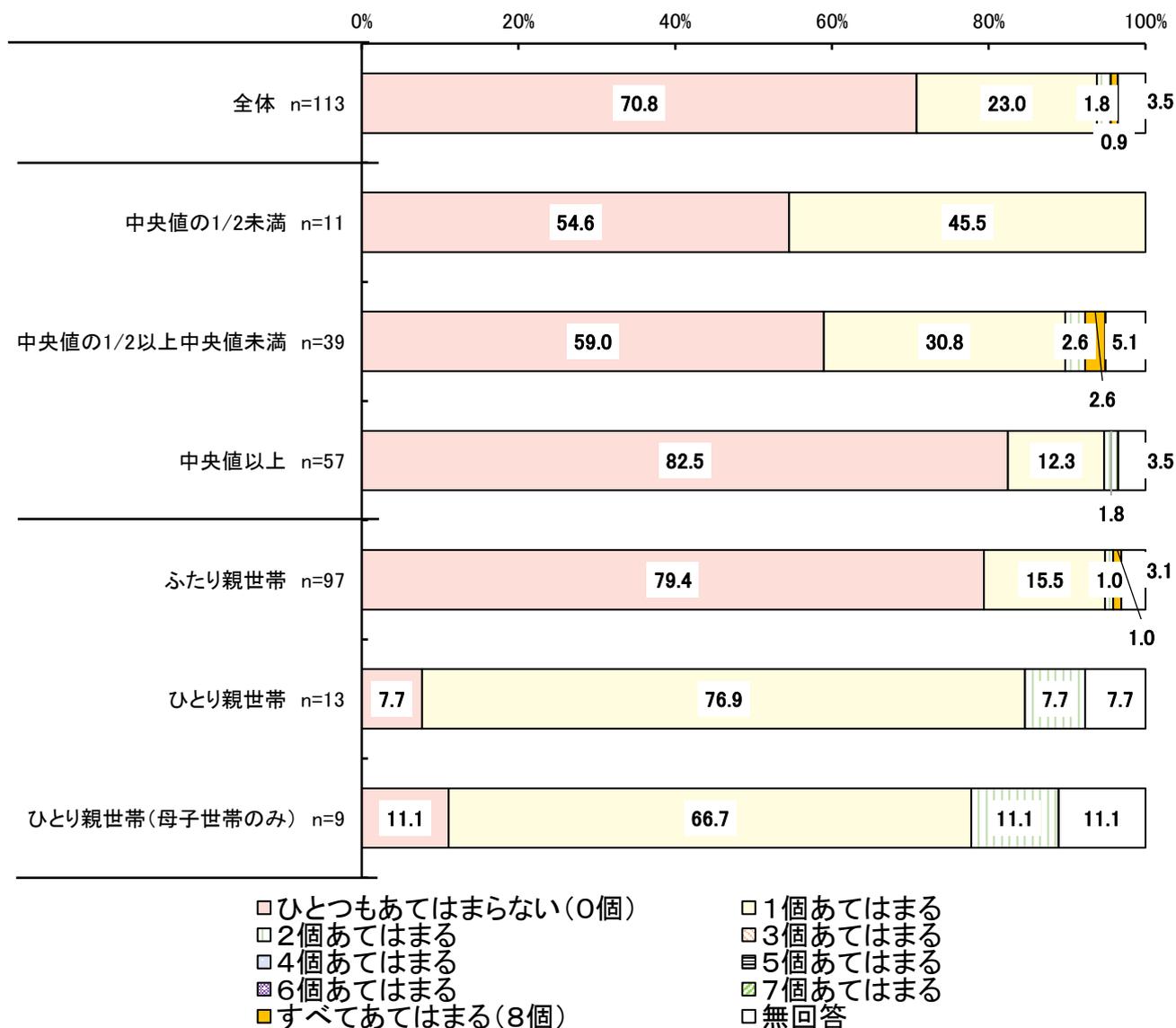
収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「食料が買えなかった経験」や「衣服が買えなかった経験」、「公共料金の未払い」が発生する割合が高い。

- 食料
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=6.3%
  - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=16.0%
  - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=24.0%
- 衣類
- ・(全体) よくあった+ときどきあった=6.4%
  - ・(中央値の1/2未満) よくあった+ときどきあった=24.0%
  - ・(ひとり親) よくあった+ときどきあった=28.0%
- 公共料金
- ・(全体) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払=5.8%
  - ・(中央値の1/2未満) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払=10.4%
  - ・(ひとり親) 電気、水道、ガスのいずれか一つ以上未払=12.0%

●こどもの心理面への影響について

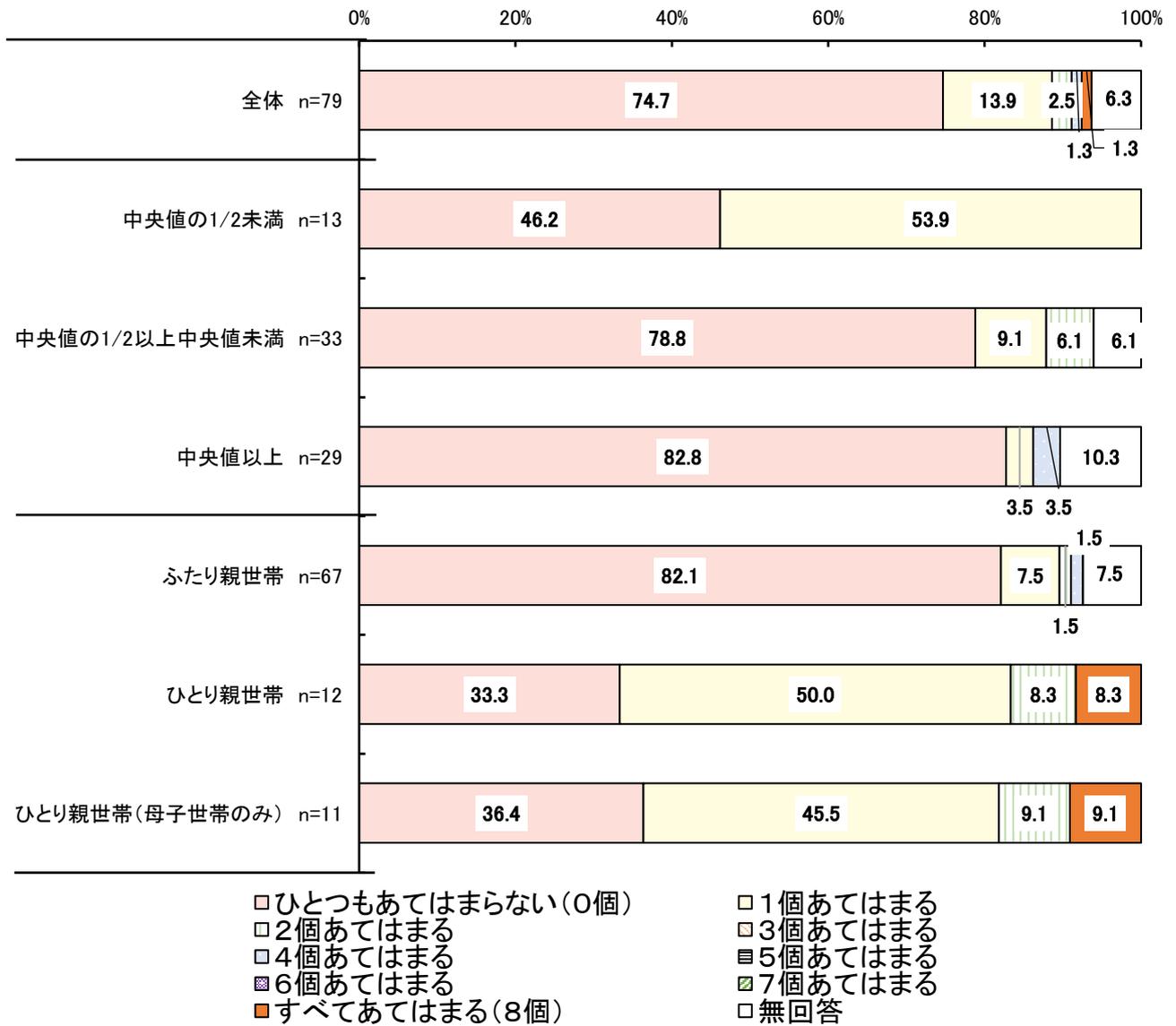
(小学生の回答)

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子どもの心理面に影響を与えている項目（1個以上）が、全体に比べ増えている。



(中学生の回答)

収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子どもの心理面に影響を与えている項目(1個以上)が全体に比べ増えている。



### ●生活の満足度について

表内の着色は、全体の割合よりも高い割合を示した箇所に着色している。(横方向にみる)

(小学生の回答)

中央値の1/2以上中央値未満世帯の小学生は、満足度が低い傾向にある。しかし、最多回答は満足度10である。ひとり親世帯の小学生は、満足度が低い傾向にあるものの、最多回答は満足度10である。

	全体 n=113	中央値の 1/2 未満 n=11	中央値の 1/2 以上 中央値未満 n=39	中央値以上 n=57	ふたり親世 帯 n=97	ひとり親世 帯 n=13	ひとり親世 帯(母子世 帯のみ) n=9
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	2.7	0.0	2.6	3.5	3.1	0.0	0.0
4	6.2	0.0	10.3	5.3	5.2	15.4	22.2
5	16.8	18.2	25.6	8.8	15.5	15.4	11.1
6	8.0	18.2	2.6	10.5	6.2	23.1	33.3
7	8.0	0.0	7.7	10.5	9.3	0.0	0.0
8	12.4	18.2	12.8	10.5	13.4	7.7	0.0
9	12.4	9.1	5.1	15.8	12.4	15.4	0.0
10	32.7	36.4	33.3	33.3	34.0	23.1	33.3
無回答	0.9	0.0	0.0	1.8	1.0	0.0	0.0

(中学生の回答)

中学生は、収入の低い世帯の満足度が低い傾向を示した。ひとり親世帯については最多回答が満足度8であった。

	全体 n=79	中央値の 1/2 未満 n=13	中央値の 1/2 以上 中央値未満 n=33	中央値以上 n=29	ふたり親世 帯 n=67	ひとり親世 帯 n=12	ひとり親世 帯(母子世 帯のみ) n=11
0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	2.5	0.0	6.1	0.0	3.0	0.0	0.0
4	6.3	0.0	3.0	13.8	4.5	16.7	18.2
5	24.1	38.5	27.3	17.2	25.4	16.7	18.2
6	6.3	7.7	3.0	6.9	6.0	8.3	9.1
7	10.1	30.8	9.1	3.5	10.5	8.3	9.1
8	24.1	23.1	30.3	20.7	20.9	41.7	36.4
9	8.9	0.0	9.1	13.8	10.5	0.0	0.0
10	15.2	0.0	12.1	20.7	16.4	8.3	9.1
無回答	2.5	0.0	0.0	3.5	3.0	0.0	0.0

(親の回答)

中央値の 1/2 未満及び中央値の 1/2 以上中央値未満世帯は、満足度が低い傾向を示した。ひとり親世帯は、満足度が低い傾向を示している。

	全体 n=190	中央値の 1/2 未満 n=25	中央値の 1/2 以上 中央値未満 n=72	中央値以上 n=86	ふたり親世 帯 n=165	ひとり親世 帯 n=25	ひとり親世 帯(母子世 帯のみ) n=20
0	2.6	12.0	2.8	0.0	0.6	16.0	20.0
1	0.5	0.0	1.4	0.0	0.0	4.0	5.0
2	3.7	8.0	0.0	5.8	3.6	4.0	5.0
3	6.8	4.0	6.9	4.7	6.1	12.0	15.0
4	5.8	16.0	5.6	3.5	6.7	0.0	0.0
5	17.9	20.0	22.2	15.1	18.2	16.0	0.0
6	4.7	16.0	2.8	3.5	3.6	12.0	15.0
7	22.1	12.0	20.8	27.9	23.6	12.0	15.0
8	19.5	4.0	23.6	19.8	20.0	16.0	15.0
9	5.3	0.0	5.6	7.0	6.1	0.0	0.0
10	9.5	0.0	8.3	11.6	10.3	4.0	5.0
無回答	1.6	8.0	0.0	1.2	1.2	4.0	5.0

### 3 こども・若者・子育て世代意見聴取

#### (1) 子育て世代の意見聴取「親子が happy に暮らせるっておきプラン」

##### ■実施概要

津野町にお住まいの園児・児童生徒の保護者を対象に、津野町での暮らしや子育てについて町職員と共に考えるワークショップを開催し、子育て当事者の目線からみた現状と課題を聴き取りました。

##### ■結果のまとめ

##### (こどもの居場所・遊び場について)

- ・放課後、特に長期休暇中の「居場所」に不安や困りごとがあり、その対応に保護者がストレスを感じている。有料でもいいので習い事などこどもが過ごせる場所、その選択肢がほしい。
- ・姫野々地区には里楽プール、かわうそ図書館など、こどもが遊べる場所があるが、他の地区には遊べる場所が不足している。地域間での差がみられる。
- ・夏休み期間はコミュニティバスを利用し、こどもだけの移動が可能であるが、学校がある平日は家でこども一人で留守番をさせることが多い。

##### (暮らしと子育てについて)

- ・暮らしや子育てに関する情報について、移住者はもちろん、町内で暮らしている人でも知らないことが多い。情報を知ってもらうことで解決する課題もあるため、情報発信に関する取組の強化が必要である。
- ・空き家を補修、リノベーションするなどして住宅（特に戸建て）を増やすことで移住・定住に繋がる。
- ・給食費の無償化等、まずは段階的でもよいので経済的な支援があれば、津野町でより暮らしやすく、子育てもしやすくなる。

##### (その他)

- ・地区の行事は子育て世帯にとって優先順位が低く、仕事や家庭を優先せざるをえない状況である。
- ・園や学校からの情報、お便りがアプリ等で確認できれば便利であると感じる。
- ・こどもが病気やケガをした際は父母のどちらかが仕事を休むほかなく、負担が大きい。
- ・町内に働く場所が少なく、親は町外で仕事をし、こどもは町内で過ごすというずれが起きており、不安である。

## (2) 若者の意見聴取「ツノワカモノワールドカフェ」

### ■実施概要

津野町職員および津野町にお住まいの18歳～30代の19名を対象にワールドカフェスタイルを採用した意見交換の場を設け、若者の居場所や結婚観・子育て観についてのイメージ・想いを聴き取り、その内容を課題として整理しました。

### ■結果のまとめ

#### テーマ①「若者の居場所について」

(自分らしく過ごせる場所)

- ・公的空間では、「体育館」、「カラオケ」、「居酒屋」、「カフェ」、「本屋」、「雑貨屋」、「ショッピングセンター」、「ゲームセンター」、私的空間では「自宅」、「祖父母の家」、「友達の家」、「車内」などが挙げられた。
- ・公的空間の項目については、居酒屋など町内に位置するものもあれば、町外に行かないと過ごすことができない場所もある。

(どんな居場所があれば、住み続けたい津野町として希望を持てるか)

- ・全体に関する視点では、「働ける場所があること」、「歳をとっても仲良く集まれる場所があること」、「同世代の人が多くいること」などが挙げられた。
- ・若者、子ども、親に関する視点では「若者が交流できる場所やスポーツなどのイベントがあること」、「若い世代の親同士が関われる居場所があること」、「子どもづれで行けるお店や場所があること」などが挙げられた。
- ・また、その他(居場所以外の視点)では、「単身・独身にも優しいまちであること」「発達支援が充実していること」などが挙げられた。

→公的空間の居場所の項目については、民間事業者の出店意向による部分が大きく、また津野町は中山間に位置していることから活用できる土地も少ないため、例えば何か新しく大きな施設を建てるといったことも難しい状況である。

→そのため、若者の居場所づくりにおいては、既存の施設やお店等を活用するという視点で、「どんな居場所があれば、住み続けたい津野町として希望を持てるか」にあるような、スポーツイベントの実施や日頃から交流できる場所を整備し、居場所づくりに取り組む必要があると考えられる。

## テーマ②「結婚観・子育て観について」

(結婚に対するイメージ・思い)

- ・プラスの意見では、「生活が充実する」、「結婚してよかった」、「30歳までにはしたい気持ちがある」、「1人で最後を迎えたくないから結婚したい」、「助け合って暮らしていくことができる」、「寂しさを脱却することができる」、マイナスの意見では「自分の時間が少なくなる」、「ハードルが高いと感じる」、「夫婦関係を面倒に感じる」、「お金が必要」などが挙げられた。

(子育てに対するイメージ・思い)

- ・プラスの意見では、「プライベートが充実する」、「こどもの成長を見られることは嬉しい」、「こどもも親も成長できる」、「休日の楽しみが増える」、「活力や元気をもらえる」、「未来への投資」、マイナスの意見では「自分の時間が減る」、「仕事とプライベートの両立が難しい」、「お金がかかる」などが挙げられた。

(どんな津野町だったら子育てに希望が持てるか)

- ・人に関する視点では、「他人でもおかえり、ただいまが言えるような関係性があること」、「子育てについて、理解し合えるママ友などの育児仲間がいること」、「周りの人が、こどもや親に対して寛容で優しく理解があること」などが挙げられた。
- ・施設に関する視点では「病院が近くにあり、病児保育の体制があること」、「親が安心できるこどもの居場所や遊びまわれる場があること」、「こども用品を買えるお店があること」などが挙げられた。
- ・制度に関する視点では、「給食費や学費の免除があること」、「ランドセルや制服に関する補助や支給の制度があること」、「ファミリー・サポートの支援があること」などが挙げられた。

→結婚や子育てに対するイメージとして、「自分の時間が少なくなる」というマイナスな意見が各テーブルで挙がっていた。結婚や子育てによって、今まで自分の時間を使ってできたことが制限されることを心配していると考えられる。

→また、津野町には産婦人科や小児科の医療機関がないほか、相談できる人や頼れる人が減ってきていること、そして町内に高校がないことで、高校生のお子さんと保護者の方にとって送迎等の負担が大きくなっていることが現状の課題として挙げられた。

→それらを踏まえた「どんな津野町だったら子育てに希望が持てるか」においては、給食費の無償化など経済的支援や、公園等の遊べる場所の充実、子育てについて相談や理解し合える育児仲間のコミュニティがあることなどが挙げられており、これらの意見をもとに今後の津野町として子育て支援を検討していく必要がある。

### (3) 中学生の意見聴取「私たちの思い、ちょっと聞いてくだサミット！」

#### ■実施概要

町内の中学生の代表として、東津野中学校生徒会、葉山中学校生徒会と町長および教育長が、中学生の津野町に対する意見等について直接対話を行う場を設けることで、子ども計画ならびに今後の津野町の子ども関連施策をより実効性のあるものにしていくことを目的とし、サミットを実施しました。両中学校の生徒会が中心となり、全校生徒から募集した意見をサミットに向けてまとめました。

#### ■意見のまとめ

##### (進学・将来の仕事について)

- ・津野町（高知県）では職業の選択肢が少ないため、職業選択の幅を広げるために町外、県外へ出ていくという考えが浸透している。そのため、はたらく場所や仕事を増やすことが必要である。
- ・進学、就職を含めた将来について、両中学校合同で話し合う場を設けることで、将来の選択の幅が広がる。
- ・将来について考える授業や、職業体験等の学校外などで体験できることを増やすことで、進路や就職の知識を学ぶことができ、津野町での就労がイメージできるようになる。

##### (若者が住みたいまちについて)

- ・挨拶が飛び交い、みんなが笑顔で過ごすことのできるまちに住みたい、町全体が明るく、町民全員が笑顔で暮らせる楽しいまちを目指してイベントを行うのがよい。
- ・現在津野町には子どもが遊べる場所が少ないと感じる。運動施設を増やし、スポーツイベントを開催することで、子どもがスポーツに触れることのできる環境を充実させてほしい。
- ・交通手段について、町外に行くときは家族や親戚に送迎を頼らざるをえない状況である。バスの本数が豊富にあるなど、公共交通機関が使いやすいまちが理想である。
- ・豊かな自然を最大限活用した観光が盛んなまち

##### (津野町の課題について)

- ・津野町には土砂崩れ警戒区域が多く、災害時には大きな被害が予想される。実際に東津野中学校付近では台風の影響で土砂崩れが発生した。また、そのような状況であるにもかかわらず、東津野中学校は災害時の避難場所に指定されているため、不安である。補強工事等の対策が必要である。
- ・伝統・文化に関して、地域の祭りを知る人が少なくなり、保存会に入っている人も少なくなっている。
- ・道路にゴミや大きな石が落ちていることが多く、通学中に危険を感じることもある。ゴミ問題については、不法投棄に対する規制を厳しくする等の対応が必要である。

## 4 課題

### ■子育て家庭への支援

- アンケート結果から、本町の女性の就業率は全国及び高知県平均よりも高い傾向にあり、女性の社会進出が進んでいることが分かります。アンケート調査結果からは、フルタイム勤務が半数以上を占めています。共働き・子育ての推進に向け、子育て家庭への更なる支援の充実が求められます。
- アンケート結果から、充実してほしい子育て支援について、公園などの遊び場の整備、子育て世帯への経済的援助を求める声も多くみられました。また、少子化抑止にあたり、子育て世帯への経済的援助と仕事と子育ての両立できる雇用環境の整備が6割を超えて挙げられています。子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みを充実し、周知が必要です。

### ■こどもの健やかな育ちへの支援

- アンケート結果から、小学校の低学年時に放課後子ども教室で過ごさせたいニーズが64.6%あります。実際、放課後子ども教室の利用は26.9%となっていますので、保護者の仕事と子育ての両立の観点から利用のしやすさに応じた態勢の見直しが必要です。
- 津野町に住み続ける希望が持てる若者の居場所は、「歳をとっても仲良く集まれる場所があること」、「同世代の人が多くいること」などが挙げられています。誰もが交流できる居場所やイベントの取組みの検討が必要です。

### ■地域における子育て支援

- 共働き家庭等の増加により、放課後子ども教室の利用者の増加に備え、こどもが放課後を安全に過ごすために、適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うとともに、こどもの居場所づくりの強化が必要です。
- 昨今、こどもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者の安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。こどもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、通学時の道路や公園、関係施設の安全性の確保が必要です。

## ■ こどもの経済面に関する支援

- 子どもの生活状況調査結果からは、世帯の経済状況が学習面、余暇活動等、こどもの生活に連動することが分かりました。世帯の経済状況によってこどもの生活が左右されないよう、生活格差を埋めるための取り組みの推進が必要です。
- 経済的に支援が必要な層では、中学生は授業時間以外の1日あたりの勉強時間が短く、結果として学習理解度の低下につながっていると考えられることから、生活習慣を整えるための施策が求められます。また、経済的に支援が必要な家庭ほど、塾に行きづらい状況があります。家族や親類以外の様々な大人や学校以外のともだちと接する機会の喪失は様々な経験の格差にもつながるため、居場所づくりのための取り組みの推進が必要です。
- 中学生の進学希望は、全体で高校までが21.5%、大学までが29.1%となっていますが、経済的に支援が必要な層では、大学までが18.2%~23.1%、世帯収入が多い層では大学までが48.3%と格差が見られます。一方保護者の回答は、ひとり親の母子世帯では大学までが45.0%、二人親世帯では33.9%となっています。こどもの修学の希望への経済的な支援が求められています。



(ちっちクラブ)

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本方針

#### 【基本理念】

未来に向かってかがやく子ども・若者をみんなで育て合うまち

次代を担う子ども・若者の健やかな成長は、地域の未来をつくる源泉となります。親や家族、地域住民が子ども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども・若者の幸せにつながります。

希望ある未来に向けて、「子どもの最善の利益」が実現され、子ども・若者の人権の尊重とすべての子ども・若者の意見が保障される地域共生社会をめざし、子ども・若者たちが地域のたくさんの人に温かく支えられ、健やかに成長し、一人ひとりがたくましく生きる姿を津野町の夜空にかがやく一つひとつの星に例えて、基本理念「未来に向かってかがやく子ども・若者をみんなで育て合うまち」を掲げ、国の示す「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

#### 【基本方針】（共通の考え方）

本計画は、「こども大綱」が示す「基本方針」を踏まえます。「基本方針」の示す考え方を原則とし、すべての基本目標及び施策の方向性は、「基本方針」の原則を踏まえ計画推進を行うこととします。

##### ①子どもの人権尊重と権利の保障

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。

##### ②子ども・若者の意見の尊重

子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。

##### ③ライフステージを通じて切れ目のない支援

子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

##### ④貧困と格差の解消

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

##### ⑤将来に希望を持てる社会の形成

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路\*（あいろ）の打破に取り組む。

※隘路（あいろ）…妨げとなるもの、支障。

## 2 基本目標

### (1) こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、こどもは親だけではなく、地域のさまざまな大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、こどもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会をめざします。

妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、子育てを経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりのこどもの成長に合わせた支援体制づくりを目指します。

子育てはこどものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、認定こども園、放課後子ども教室等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべてのこどもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。

### (2) こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します

こどもの成長は一律ではなく、また置かれた環境によって、成人である18歳を迎えれば誰もが自立できるという訳ではありません。学齢期から青年期に至る時期に、その後の人生が幸せで安定したものとなるよう、こども・若者一人ひとりの成長や自立度合いに応じた修学・就労等をはじめとする相談・支援体制づくりをめざします。

### (3) 安心して生活できるようこどもと家庭を支援します

経済的な格差やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、こどもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、こどもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。

## 3 施策の体系

### 津野町子ども計画

【基本理念】「未来に向かってかがやく子ども・若者をみんなで育て合うまち」

【基本方針】①子どもの人権尊重と権利の保障 ②子ども・若者の意見の尊重  
③ライフステージを通じて切れ目のない支援  
④貧困と格差の解消 ⑤将来に希望を持てる社会の形成

#### 【基本目標】

1 こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します



#### 【施策の方向性】

1 子育てに関する相談体制の充実  
2 地域における子育て支援  
3 こどもを安心して生み育てるための支援の充実  
4 充実した幼児教育・保育の提供  
5 多様な保育ニーズへの対応

#### 【地域子ども・子育て支援事業】

#### 第3期津野町子ども・子育て支援事業計画

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 産後ケア事業

2 こども・若者の成長をライフステージに応じた支援します



1 こども・若者の居場所づくり  
2 児童生徒への多面的な支援の充実  
3 こども・若者の健やかな成長のための支援  
4 出会い、結婚支援  
5 将来の職業選択への支援

3 安心して生活できるよう子どもと家庭を支援します



1 ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立支援  
2 児童虐待から子どもを守る取組の推進  
3 支援の必要な子どもと家庭への支援体制の充実  
4 ヤングケアラーへの支援  
5 子育て世帯への経済的負担の軽減  
6 進学・就学への経済的支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 こどもの健やかな育ちと充実した子育てを支援します

#### (1) 子育てに関する相談体制の充実

##### ■現状と課題

- ・津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」にて子育て支援員が子育てに関する相談対応を行っていますが、利用者が少なく周知不足が課題となっています。  
(地域子育て支援拠点事業)
- ・地域資源の開拓やこども家庭センターの設置が必要です。(利用者支援事業)
- ・健やかな子育てを支援し育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に定期的に育児教室、育児相談を行っていますが参加者が少なく、保護者同士の交流の機会となりにくい課題があります。(育児教室・育児相談)
- ・こども家庭センターの設置要件のひとつである、統括支援員の育成が課題となります。(こども家庭センター)

##### ■施策の方向性

地域のつながりの希薄化が進む中で、子育て関連の情報発信や相談事業等の利用促進を図っていきます。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターにおいて、情報共有の円滑化など母子保健分野・児童福祉分野で連携し、妊娠時からの切れ目ない支援を一体的に実施します。

母子手帳交付時の妊婦全数面談では妊婦の支援ニーズを確認していきます。来所が難しい方へも電話や訪問等で支援を行います。子育て世代包括支援センターにおいて、地域で気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育ニーズが多様化する中で、教育・保育事業が円滑に利用できるよう、認定こども園での相談支援を継続します。

こども家庭センターについては、令和7年度設置に向けて検討しています。

就労、経済面、予期せぬ妊娠など困難な課題を抱える女性の相談体制を関係課と連携して構築するよう努めます。

## ■主な事業

名称	内容	担当課
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援などを実施します。	健康福祉課
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置を検討します。	健康福祉課
育児教室	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に年4回～8回離乳食教室等を実施しています。	健康福祉課
育児相談	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に、毎月2回、助産師による母乳育児相談、マッサージ、保健師らによる育児相談を実施しています。	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業	津野町地域子育て支援センター「つのっころーム」にて、子育てに関する相談場所の提供や、ベビーマッサージ教室等を実施しています。	教育委員会



(しずくちゃん広場)

## (2) 地域における子育て支援

### ■現状と課題

- ・社会福祉協議会が町からの委託により運営しているあったかふれあいセンターにおいて、放課後の居場所づくりや長期休暇中の体験活動の機会を提供しています。
- ・各関係機関が定期的に集まり、それぞれの機関での支援について情報交換・共有をしています。(子ども支援ネットワーク会議)

### ■施策の方向性

地域と行政が一体となって子育て家庭やこども・若者を支援するため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などとの連携を図りながら、地域のネットワークづくりを推進します。

子育ての孤立を防ぐため、地域とのつながりを持ちづらい家庭や要支援家庭の把握など各関係機関と情報を共有し連携を強化します。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべてのこどもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
家庭教育支援基盤形成事業	町内認定こども園、小中学校の保護者向けの親育ち・子育ての研修会開催支援を行います。	教育委員会
地域学校協働本部事業	各校・園にコーディネーターを配置し、学校(園)・家庭・地域が連携協力し、地域の実情に応じた地域住民等の参加により、授業等における学習補助や教員の業務補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援といった様々な教育支援活動を行っています。	教育委員会
学校警察育成センター連絡協議会	津野町内の各小中学校・PTA、須崎総合高等学校、梶原高等学校、須崎警察署、PTA連合会、青少年育成センター専任補導員、教育委員会をもって構成しており、津野町内における児童、生徒の防犯補導対策について協議し、児童、生徒の健全育成を目的とし活動しています。	教育委員会
青少年育成津野町民会議事業	青少年の健全な育成を図ることを目的とした各種事業の実施、共催を行っています。	教育委員会
青少年育成センター	町内に専任補導員2名を配置し、青少年健全育成についての啓発や見守り活動に取り組んでいます。	教育委員会

### (3) こどもを安心して生み育てるための支援の充実

#### ■現状と課題

- ・母子保健担当保健師を中心に、妊娠期から産後、乳幼児期まで訪問や育児相談、乳幼児健診等を通して継続的な支援を実施しています。
- ・乳幼児健診においては、医師や専門職等の専門的な視点の強化や人材確保が難しい状況があります。
- ・医療機関や産後ケアの委託契約先等の施設が遠方であるため、相談や利用につながりにくい状況があります。

#### ■施策の方向性

母子健康手帳交付時の面談や乳児訪問などの様々な機会を捉え、不安や困りごと、支援ニーズを把握し、ひとり親家庭など、それぞれの状況に応じた支援やサービスにつなぐとともに、妊娠準備期における相談のほか、出産前後の母親への支援の充実及び質の向上を図り、出産や育児に係る母親の負担感の軽減を図っていきます。

妊産婦健診や、すべてのこどもに対する各種健診、予防接種事業が円滑に行われるよう、医療機関等との連携を強化して必要な情報を提供するとともに、継続的なアプローチが求められる家庭に切れ目のない支援を行っていきます。



(幼児健診)

## ■主な事業

名称	内容	担当課
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で母体健康管理の重要性を啓発し、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康福祉課
妊娠・子育てスターキット	保健師などが妊婦に対する面接及び相談を行い、妊娠・出産・子育てに必要なキットを交付します。	健康福祉課
出産・子育て応援事業	妊娠届出時の面談や出生後の保健師による訪問を行った妊婦・子育て世帯等に対し、それぞれ 50,000 円を支給することにより、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ります。	健康福祉課
産後ケア事業	出産後 1 年未満の産婦及び乳児のうち、心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とするものに対し、助産師などの専門職が住民宅を訪問してのケアを行うアウトリーチ型（訪問型・訪問延長型）と、助産院等の専門施設で宿泊させて産後のケアを行う宿泊型を行います。	健康福祉課
産婦健診	産後うつや新生児への虐待予防などを図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成します。	健康福祉課
妊産婦検診通院費助成	定期的な健診を促し、安心してこどもを産み、育てることができる環境づくりを推進するため、妊婦一般健康診査及び産婦健康診査時の通院費を助成します。	健康福祉課
乳児健診	身体の発育途上にある乳児に対し健康診査を行い、身体異常の早期発見と適正な育児指導を行います。	健康福祉課
幼児健診	1 歳 6 ヶ月児、2 歳 6 ヶ月児、3 歳 4 ヶ月児は身体、精神発達面で指標となる年齢であり、この時期に健康診査を実施することにより疾病を早期に発見し進行を未然に防ぐとともに、育児に関する指導を行い幼児の健康の保持、増進を図ります。	健康福祉課
乳児一般健康診査	妊娠後期訪問にて、受診票を 2 回分。1 回は 1 ヶ月健診での利用、2 回目は、集団健診での乳児健診に参加できなかった場合等の利用を声掛けしています。	健康福祉課
育児教室	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に年 4 回～8 回離乳食教室等を実施しています。	健康福祉課
育児相談	保護者の相談に応じたり、個別または集団に対し保健指導を行い、すこやかな子育てを支援し、保護者同士が交流し、悩みを共有し解決したり、育児仲間づくりのきっかけとすることを目的に、毎月 2 回、助産師による母乳育児相談、マッサージ、保健師らによる育児相談を実施しています。	健康福祉課
予防接種事業	予防接種法に定める定期予防接種を適正に実施することで、疾病のまん延の予防及び町民の健康の保持に寄与する。	健康福祉課
不妊治療助成事業	不妊に悩む方への治療等に必要な経費の一部を助成します。	健康福祉課

## (4) 充実した幼児教育・保育の提供

### ■現状と課題

- ・認定こども園において、職員の質の向上及び保育内容の充実を図るために講師を招き園内研修を実施しています。また、保育教諭と小学校教員による情報交換会や研究協議会を実施していますが、時間の確保が難しい状況です。(保幼小連携推進事業)

### ■施策の方向性

こどもの主体的な活動を大切にしながら、多様な遊びや体験を通じて乳幼児の健全な心身の発達を図るため、認定こども園にて、充実した幼児教育・保育を推進します。

幼児教育・保育を向上するため、保育士等のキャリアアップに向けた研修や処遇改善を行い、保育士の人材確保に努めるとともに、保育士に対する研修等の充実を図ります。

保幼小の連携の推進に当たっては、幼児期及び小学校における教育に関わるすべての機関が、それぞれの教育や保育の目的や目標、取組について十分に理解した上で、円滑な接続を図る必要があります。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
スーパー アドバイザー事業	町内の認定こども園において職員の質の向上及び保育内容の充実を図るために、アドバイザーとして講師を招き各園年間7回ずつ園内研修を実施しています。	教育委員会
地域学校協働本部 事業	各校・園にコーディネーターを配置し、学校(園)・家庭・地域が連携協力し、地域の実情に応じた地域住民等の参加により、授業等における学習補助や教員の業務補助、校内の環境整備、学校行事の運営支援といった様々な教育支援活動を行っています。	教育委員会
保幼小連携推進事業	それぞれの認定こども園・小学校で作成したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの実践や保育教諭、小学校教員同士による情報交換会や研究協議会を実施しています。その他にも視察や講師を招いての研修会等も実施し、就学前の保育・幼児教育と小学校教育の連続性、一貫性を確保した円滑な接続を推進しています。	教育委員会

## (5) 多様な保育ニーズへの対応

### ■現状と課題

- ・1号認定の在園児や未入園児の一時預かりを2か所の認定こども園で実施しています。

### ■施策の方向性

就労により帰宅時間が遅くなってしまう家庭の保育ニーズに応えるため、引き続き認定こども園で18時30分まで保育を実施します。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園で一時預かりを実施します。

障害児や外国につながる幼児等や保護者には、引き続き配慮して適切な対応をしていきます。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、認定こども園や幼稚園等において、保育を実施する事業です。現在、津野町では2か所の認定こども園で実施しています。	教育委員会

## 基本目標2 こども・若者の成長をライフステージに応じて支援します

### (1) こども・若者の居場所づくり

#### ■現状と課題

- ・放課後や長期休暇中のこどもの居場所として町内3か所で放課後子ども教室を開設していますが、それぞれの運営の仕方や指導員の確保について課題があります。  
(放課後子ども教室推進事業)
- ・令和6年3月に高知信用金庫旧葉山支店の改修を行い、「つのっこくまちゃんる〜む」を整備し、放課後子ども教室を開設していますが、その他の活用の仕方については検討しています。(こどもの居場所づくり推進事業)

#### ■施策の方向性

どのような場を居場所と感ずるかについては、こども・若者の意見を聞きつつ、多様な居場所づくりの推進を図っていきます。

放課後子ども教室の今後の方向性については、保護者のニーズを把握しながら、児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備をめざします。

中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利活用を検討し、現在の施設の利用実態を踏まえ、通信等の環境面を整備しつつ、中高生の意見を聴取しながら、推進していきます。

#### ■主な事業

名称	内容	担当課
放課後子ども教室推進事業	・放課後や長期休暇中のこどもの居場所づくりを目的として町内3か所で放課後子ども教室を開設しています。体験活動を行ったり、指導員が見守ることでこどもが安心して過ごせる環境を整備しています。	教育委員会
こどもの居場所づくり推進事業	こどもが安全で安心して過ごせる環境の整備を推進し、こどもたちが夢や希望を持って健やかに成長していけるまち、こどもを生み育てやすいまちの実現を目的として、津野町こどもの居場所づくり推進協議会を設置し、「つのっこくまちゃんる〜む」を開設しています。	教育委員会

## (2) 児童生徒への多面的な支援の充実

### ■現状と課題

- ・スクールソーシャルワーカーが、学校と連携し、児童生徒、家庭の支援を行っています。(スクールソーシャルワーカー事業)
- ・教育支援センターでは、指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。

### ■施策の方向性

学校でのスクールソーシャルワーカーによる相談・支援を継続するとともに、多様な相談に対して個々の状況に応じた適切な支援を行うため、相談・支援体制の充実を図り、福祉や医療などの関係機関と連携を推進します。

不登校やいじめについて、いじめの未然防止等のための対策の推進を図っていきます。不登校やいじめに関する対策は、関係諸機関との連携・協力により推進していきます。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
スクールソーシャルワーカー事業	小中学校教職員と連携し、児童生徒、家庭の分析、把握及び支援を行っています。	教育委員会
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止等に関する施策の推進、基本方針等の見直しを行っています。	教育委員会
教育支援センター	指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。	教育委員会

### (3) こども・若者の健やかな成長のための支援

#### ■現状と課題

- ・関係機関が連携し、体験活動や見守りを行っています。

#### ■施策の方向性

家庭、学校、地域、警察等と連携し、青少年が地域の中で健やかに育成できるよう支援します。また、青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないよう見守り活動を継続的に実施するとともに、インターネットやSNSに起因する問題への対応など、青少年を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した取り組みを推進します。

また、長期休暇中の体験活動を通して、地域とのつながりの充実を図り、こどもの豊かな心や体を育てていきます。

#### ■主な事業

名称	内容	担当課
道徳教育推進事業	学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進し、心豊かな津野っ子を育成します。	教育委員会
青少年育成津野町民会議事業	青少年の健全な育成を図ることを目的とした各種事業の実施、共催を行っています。	教育委員会
青少年育成センター	町内に専任補導員2名を配置し、青少年健全育成についての啓発や見守り活動に取り組んでいます。	教育委員会
学校警察育成センター連絡協議会	津野町内の各小中学校・PTA、須崎総合高等学校、栲原高等学校、須崎警察署、PTA連合会、青少年育成センター専任補導員、教育委員会をもって構成しており、津野町内における児童、生徒の防犯補導対策について協議し、児童、生徒の健全育成を目的とし活動しています。	教育委員会

## (4) 出会い、結婚支援

### ■現状と課題

- ・町内の若者が有志で集まり、若い力で地域を活性化させることを目的とした様々なイベント活動を行っています。(成年(青年)等育成活動)
- ・子育て世帯や若者定住のための町営住宅が4か所ありますが、入居希望者が多い状況が続いており、常に満室の状態となっています。(ステップ住宅入居事業)  
(Monte 家入居事業)(津野町定住促進住宅)

### ■施策の方向性

若者が交流できるイベントや居場所づくりについて検討していきます。結婚を望む人への出会いの場の提供に関する広域的な取り組みの周知や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援など、希望に応じた支援を進めます。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
ステップ住宅入居事業	若者の独身者又は妻帯者で、津野町に定住する意志のある者に対して住宅を提供します。	総務課
Monte 家入居事業	子育て世帯や新婚等世帯に対して住宅を提供します。	総務課
結婚新生活支援事業	年度内に婚姻届を提出し受理された夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満で、結婚を機に津野町内に住居を構え、住民異動届を提出した新婚世帯に対し、引越費用・住居費用を1世帯あたり上限60万円給付します。	町民課
若者定住促進住宅取得奨励金	45歳以下の者が定住する目的で町内で新築住宅の取得、増築又は中古住宅の購入を行った場合に奨励金を交付します。	まちづくり推進課
津野町定住促進住宅	子育て世帯・新婚世帯向けの住宅を提供します。	まちづくり推進課
成年(青年)等育成活動	知り合いの輪を広げ、若い力で地域を活性化させることを目的とし、職種、性別、年代を越えて楽しめる活動を実施しています。	教育委員会
不妊治療助成事業	不妊に悩む方への治療等に必要な経費の一部を助成します。	健康福祉課

## (5) 将来の職業選択への支援

### ■現状と課題

- ・中学生が町内の事業所で職場体験をし、将来について考える機会となっていますが、幅広い職業の体験を希望する生徒もおり、今後検討が必要です。
- ・将来津野町で住み続けたいと考えるこども・若者が進学のために一度町から出ても再び帰ってくることでできる環境づくりが必要です。

### ■施策の方向性

こども・若者が自分の夢や希望に沿った職業に就くための道筋を整え、より豊かなキャリアを築くための支援をします。こども・若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援を行います。

また、中学校での職場体験における体験先の業種や仕事のバリエーションを持たせて早期に職業観の醸成を図り、将来のキャリア形成を意識したライフデザインが描けるよう支援を行います。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
子どもの夢・希望目標育成事業	キャリア教育の一環で、夢や目標に向かって頑張ろうと思う気持ちを育てます。	教育委員会



## 基本目標3 安心して生活できるよう子どもと家庭を支援します

### (1) ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と自立支援

#### ■現状と課題

- ・ひとり親世帯の経済的困窮度が高いことが示されています。(子どもの生活状況調査)

#### ■施策の方向性

引き続き、ひとり親家庭、就労や経済面で課題を抱えた女性などに対して各種手当の支給及び医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な支援を受けられるよう関係機関につないでいきます。

ひとり親家庭、就労や経済面で課題を抱えた女性などそれぞれの状況に応じて、相談支援を通じ、きめ細やかな支援につなげるほか、家庭への相談体制を整備し、各種支援制度の周知や県ひとり親家庭センターとの連携、情報提供等の取組を推進していきます。

#### ■主な事業

名称	内容	担当課
ひとり親家庭医療事業	配偶者のない女子または男子、その者と生計を同じくする子たる児童、父母のない児童等の医療費自己負担分を助成します。	町民課
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立や児童の健やかな育成を支援するための貸付を行います。	町民課

## (2) 児童虐待から子どもを守る取組の推進

### ■現状と課題

- ・各関係機関が定期的集まり、それぞれの機関での支援について情報交換・共有をしています。(子ども支援ネットワーク会議)
- ・乳児家庭全戸訪問事業を実施し、訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につないでいます。

### ■施策の方向性

引き続き、児童虐待に関する認識や知識の普及啓発と併せ、子育て世代包括支援センターをはじめとした支援機関の周知を図り、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待の未然防止のため、庁内の関係課や医療機関と連携し、妊娠期の支援をさらに充実させるとともに、困ったときに相談しやすい環境を整備し、出産直後から1歳までの児童虐待の重篤化しやすい時期の支援強化に繋がります。また、専門的な知識が必要であることから、虐待対応に関する研修などに参加し、相談業務に携わる職員や関係者のスキルアップを図ります。虐待を受けた子どもに対するケアについては、関係機関とのネットワークを活用し、充実を図ります。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべての子どもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	健康福祉課

### (3) 支援の必要な子どもと家庭への支援体制の充実

#### ■現状と課題

- ・関係機関が連携して適切な福祉サービスの利用につなげています。(障害児通所サービス)
- ・社会福祉協議会に委託し、長期休暇中に障害のある子どもを対象に「わくわくふれあいデー」を実施しています。(障がい児長期休暇支援事業)

#### ■施策の方向性

子育て世代包括支援センターをはじめ認定子ども園などの子ども・子育てを支援する関係機関は、引き続き、障がい児(者)相談支援事業所との連携強化を図り、障がい等の早期把握をするとともに、療育が必要な子どもや障がい児、その家族に対するきめ細やかな支援を行います。

#### ■主な事業

名称	内容	担当課
福祉医療事業	重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。	町民課
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級へ在籍している児童・生徒の保護者への経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及、奨励を図ります。	教育委員会
幼児健診事後フォロー事業	乳幼児健診後に発達が気になる子どもへの早期発見・早期支援につなげるため、言語聴覚士等の専門職と保健師が認定子ども園を訪問し、児の見立てや支援の助言を得ています。	健康福祉課
障害児通所サービス	児童福祉法に基づき、障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、各サービス利用の支給決定を行います。	健康福祉課
障がい児長期休暇支援事業	障がい児が様々な体験等により楽しい長期休暇が過ごせること及び学校長期休暇中における障がい児をもつ家庭の療育負担軽減を図ります。	健康福祉課
難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(者)の補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、日常生活におけるコミュニケーションの向上及び就労場面における能率の向上を図ります。	健康福祉課
特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に手当を支給します。	健康福祉課

## (4) ヤングケアラーへの支援

### ■現状と課題

- ・学校等関係機関からの情報共有や連携が必要となります。

### ■施策の方向性

ヤングケアラー※に関しては、子ども自身がヤングケアラーであると自覚していないケースが多いほか、家庭内のことで周りの大人が気づきにくいなどの特徴があります。ヤングケアラーに関する周知啓発を充実し、子ども自身の自覚を促すとともに、子どもに関わる大人や関係機関はヤングケアラーである子どもに気づき、子どもの気持ちに配慮しながら支援につないでいくことが重要です。子ども自身が相談しやすい環境を整備します。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
子ども支援ネットワーク会議	津野町のすべての子どもたちが健やかに育っていくために、家庭・地域・関係機関の連携を深め、児童虐待・不登校・非行行為等の予防・防止及び解決に努めます。	健康福祉課
教育支援センター	指導員が不登校等の児童生徒、家庭の支援を行っています。	教育委員会

#### ※ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

(出典：厚生労働省/子ども家庭庁)

(5) 子育て世帯への経済的負担の軽減

■現状と課題

- ・支援を必要としている家庭に適切な援助が届く仕組みが必要です。

■施策の方向性

子育て中の家庭に対し、引き続き児童手当の支給及び子ども医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。また、3歳から5歳までの認定こども園の利用料の無償化や0歳から2歳までの保育料の軽減を行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図ります。

■主な事業

名称	内容	担当課
子ども医療費助成事業	小学校入学（4月1日）から高校卒業（3月31日）までの医療保険自己負担分を助成します。	町民課
児童手当・児童扶養手当	児童手当：18歳（高校生）までの子どもを養育している保護者への手当として、児童1人あたり月額10,000円（3歳未満は15,000円）を支給します。 第3子以降は30,000円を支給します。  児童扶養手当：父母の離婚等により父親または母親と生計を同じくしていない18歳到達の年度末（障がいがある児の場合には20歳未満）までの児童を養育している方に手当を支給します。	町民課
子育て応援金事業	子を出産した者又は保護者及び小中学校入学児童生徒の保護者に応援金を支給します。	町民課
未熟児療育医療給付事業	養育医療給付事業：養育医療の給付のうち移送に係るものを除いたもの。 対象：津野町に住民票があり、指定養育医療機関で入院治療している下記の赤ちゃん ①体重2,000g以下で生まれた赤ちゃん ②体重2,000gより多くても特に生活力が弱い赤ちゃん	町民課
就学援助制度	経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的としています。	教育委員会

## (6) 進学・就学への経済的支援

### ■現状と課題

- ・こどもが高校や大学等に進学する際の家庭の経済的負担の軽減が求められています。

### ■施策の方向性

認定基準以下の収入の児童・生徒の保護者に対して就学援助費の支給等の必要な支援を行うほか、高等学校・大学等へ進学する生徒や学生に対しては、通学費の助成や奨学金の給付を行います。

### ■主な事業

名称	内容	担当課
高等学校等通学支援事業	津野町に住所を有し居住している高等学校等の第1学年から第3学年までに在学している満20歳以下の生徒を養育している保護者を対象に、通学費に要する経費の一部を助成しています。	教育委員会
就学援助制度	経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対して、学用品費や学校給食費などの援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を目的としています。	教育委員会
奨学金事業	社会において広く有為な人材の育成を図ることを目的に、高校及び大学等に通学する方に対して学資貸与を行います。	教育委員会



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、こどもや家庭支援に関する計画や方針を定めたもので、こどもや育児中の家庭に対する支援を強化することなどを目的としています。

この計画では、地域社会におけるこどもや子育て家庭を支援するための事業である「地域子ども子育て支援事業」について、地域におけるこどもや保護者のニーズに応じた支援を提供するため、各事業の利用ニーズや取組の方向性を示しています。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

本町の教育・保育施設（認定こども園）の区域設定については、全町1区域とします。

### 2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、下記の通りとします。

No.	事業の名称	区域設定
1	利用者支援事業	全町1区域
2	地域子育て支援拠点事業	全町1区域
3	妊婦健康診査	全町1区域
4	乳児家庭全戸訪問事業	全町1区域
5	養育支援訪問事業	全町1区域
6	子育て短期支援事業	全町1区域
7	ファミリー・サポート・センター事業	全町1区域
8	一時預かり事業	全町1区域
9	延長保育事業	全町1区域
10	病児・病後児保育事業	全町1区域
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全町3区域
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域設定なし
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	全町1区域
15	児童育成支援拠点事業	全町1区域
16	親子関係形成支援事業	全町1区域
17	産後ケア事業	全町1区域

### 3 幼児期の教育・保育事業の充実

#### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

現在津野町には幼保連携型認定こども園が2園あり、幼児期の教育・保育を一体的に実施しています。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。提供体制については、現状の提供体制等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設等による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

(単位：人)

認定こども園 (2か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	148	157	154	149	145
1号認定	3	3	3	3	3
2号認定	78	81	81	81	79
3号認定	17	18	17	17	17
0歳	50	55	53	48	46
1、2歳					
確保方策	292	292	292	292	292
1号認定	20	20	20	20	20
2号認定	150	150	150	150	150
3号認定	37	37	37	37	37
0歳	85	85	85	85	85
1、2歳					

※1号認定・・・満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども

2号認定・・・満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

#### ■取組の方向性

現在津野町の認定こども園では、子ども子育て支援制度に基づきそれぞれの家庭の実情に合ったサービスを提供しています。現状のサービスを維持しつつ、質・量を低下させないように保護者のニーズを把握しながら実施していく必要があります。

## (2) 幼児期の教育・保育の一体的提供と体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。津野町では2か所の認定こども園で、教育・保育の一体的な提供を行っています。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、家庭・地域・学校・関係機関が連携した取り組みが必要です。家庭や地域社会との連携を十分に図り、幼児一人一人について理解を深めるとともに、幼児期の主体的な遊びを中心とする教育から、小学校での生活や学習等への移行を円滑にするため、認定こども園・小学校の連携を図り、こどもの育ちをつなぎます。

### 1) 認定こども園と小学校との連携の推進方策

それぞれの認定こども園・小学校で作成したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの実践や保育教諭、小学校教員同士による情報交換会や研究協議会を実施しています。

その他にも小学生と園児との交流活動や視察、講師を招いての研修会等も実施し、就学前の保育・幼児教育と小学校教育の連続性、一貫性を確保した円滑な接続を推進しています。

今後もこれまで築きあげてきた保幼小接続の流れを後退させないために中間報告などで町全体の歩みを確認しながら、より多様で質の高い学びを引き出すために実践研究を行います。

### 2) 充実した幼児教育・保育の提供

津野町では町内の認定こども園において職員のスキルアップ及び保育内容の充実を図るために、アドバイザーとして講師を招き、各園年間7回ずつ園内研修を実施しています。

また、子どもたちを見る視点や保護者への理解を深め、自園や自身の課題を見つけ解決することが出来る人材の育成を目指しています。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

#### ■事業概要

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

#### ■実施状況

津野町総合保健福祉センター里楽内に相談室を整備し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援への繋ぎや情報提供を実施しています。また、医療機関等関係機関との連携調整を行っています。

#### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (か所)	1	1	1	1	1
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

#### ■取組の方向性

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門的な見地から相談支援などを実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援する子育て世代包括支援センターを運営しています。センターには、母子保健コーディネーターを配置し、すべての妊産婦及び乳幼児等の実情を把握、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。また、個々の課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを策定するとともに、利用者目線に立って支援の継続性と整合性が確保できるよう、関係機関と十分な連絡調整を行います。

(健康福祉課)

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### ■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ■実施状況

令和3年10月より、にじいろ園内に津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」を開設し、子育てに関する相談場所の提供や、ベビーマッサージ教室等を実施しています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

【子育て支援センター】

(単位：か所)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値 (か所)	0				
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)					
確保方策 (か所)					

### ■取組の方向性

現在、にじいろ園内に津野町地域子育て支援センター「つのっこルーム」を開設しています。引き続き、子育てについての相談に応じ、乳幼児及びその保護者同士の交流の場となるように取り組んでいきます。

(教育委員会)



(つのっこルーム)

### (3) 妊婦健康診査

#### ■事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■実施状況

母子手帳交付時に受診表を交付し、最大14回までの受診を実施しています。

#### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	254	269	280	246	148
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	378	364	350	336	322
確保方策(人)	378	364	350	336	322

#### ■取組の方向性

母子健康手帳交付時や妊婦訪問等で母体健康管理の重要性を啓発し、妊婦健康診査の受診勧奨に努めます。

(健康福祉課)



## (4) 乳児家庭全戸訪問事業

### ■事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### ■実施状況

母子保健法による新生児訪問指導・乳児訪問指導と併せて実施しています。乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につながります。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：人)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	18	23	23	17	22
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	25	25	25	25	25
確保方策(人)	25	25	25	25	25

### ■取組の方向性

母子保健法による新生児訪問指導・乳児訪問指導と併せて実施します。乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問の結果支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問事業や母子保健事業、その他の支援につながります。

(健康福祉課)

## (5) 養育支援訪問事業

### ■事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

### ■実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保に努めています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)	201	132	113	155	120
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	200	200	200	200	200
確保方策(人)	200	200	200	200	200

### ■取組の方向性

関係機関や乳児全戸訪問事業、母子保健事業等からの情報収集に努め、対象者選定に際しては、養育支援の必要性、今後の方針、内容等を協議し決定します。対象者に寄り添い、ニーズに即した支援を行います。津野町子ども支援ネットワーク会議と連携して事業の推進を図っていきます。

(健康福祉課)



## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

### ■事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、やむを得ず家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業です。

### ■実施状況

県内の児童養護施設2か所、乳児院1か所に事業委託し、家庭において児童を養育することが困難になった場合等に一定期間、養育・保護を行っています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

（単位：年間延べ利用人数）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）		0	0	0	0	0
年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		9	9	9	9	9
確保 方策	（提供量）	9	9	9	9	9
	（か所）	3	3	3	3	3

### ■取組の方向性

本事業については、町内に事業所がないため、県内の事業所に委託して実施しています。津野町子ども支援ネットワーク会議やその他関係機関からの情報収集に努め、必要な家庭にサービスを提供できるよう対応します。また実施施設と密な連携を図り、円滑な事業運営に努めます。

（健康福祉課）

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

## ■事業概要

子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けたいものと、援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

## ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

## ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

（単位：年間延べ利用人数）

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値（人）		0	0	0	0	0
年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		0	0	0	0	0
確保 方策	（提供量）	0	0	0	0	0
	（か所）	0	0	0	0	0

## ■取組の方向性

現在、事業は実施していませんが、今後のニーズの動向によって検討を行います。

（健康福祉課）



## (8) 一時預かり事業

### ■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、認定こども園や幼稚園等において、保育を実施する事業です。

### ■実施状況

町内2か所の認定こども園で実施しています。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数) ※幼児組在園児を含む

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)		497	912	572	532	520
年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		770	770	770	770	770
確保 方策	(提供量)	4,850	4,850	4,850	4,850	4,850
	(か所)	2	2	2	2	2

### ■取組の方向性

今後も2か所の認定こども園にて事業を継続していきます。

(教育委員会)



## (9) 延長保育事業

### ■事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を実施する事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

現在津野町には延長保育事業の対象となる施設はありませんが、町立の認定こども園において朝は7:30~8:00まで、夕方は17:30~18:30まで延長保育を行っています。

今後も保護者の就労等による保育の必要性に応じて、2か所の認定こども園で対応していきます。

(教育委員会)



## (10) 病児・病後児保育事業

### ■事業概要

急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な子どもについて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)		0	0	0	0	0
年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		154	154	154	154	154
確保 方策	(提供量)	0	0	0	0	0
	(か所)	0	0	0	0	0

### ■取組の方向性

現在は実施していませんが、保護者からのニーズの高い事業となっています。受け入れ可能な施設・医療関係者の確保が課題となっており、今後は課題の解消や登園基準等情報収集に努め、事業実施に向けた検討を行っていきます。

(教育委員会)

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### ■事業概要

保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

現在津野町では、放課後児童クラブは実施していませんが、放課後子ども教室の実施により対応しています。内容も含め今後、検討が必要となっています。

（教育委員会）



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ■事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

低所得者の負担軽減を図るため、保護者のニーズを把握しながら検討します。

(教育委員会)

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### ■事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

### ■実施状況

第2期計画期間中の事業実施はありませんでした。

### ■第2期実績値と第3期見込量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

津野町では事業実施の予定はありません。

(教育委員会)

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

### ■事業概要

子育て世帯訪問支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

### ■第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策(人)	15	15	15	15	15

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)



## (15) 児童育成支援拠点事業

### ■事業概要

児童育成支援拠点事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

### ■第3期見込み量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)



## (16) 親子関係形成支援事業

### ■事業概要

親子関係形成支援事業は、令和6年4月に児童福祉法等の一部改正法施行により新設された事業です。この事業では、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

### ■第3期見込み量及び確保方策

《見込み量と確保方策の設定はありません。》

### ■取組の方向性

今後、事業の方針や内容の検討を行い、実施に向けて進めていきます。

(健康福祉課)



## (17) 産後ケア事業

### ■事業概要

産後ケア事業は、令和元年の母子保健法改正で市町村の努力義務化になりました。令和6年6月の子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられた事業です。この事業では、出産後の母子に対して心身のケアや育児等のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

### ■実施状況

令和3年度から事業を開始し、母子健康手帳交付時に事業の案内、妊娠後期訪問時に利用の意向確認、申請受付を実施し、利用が必要と考える妊産婦へ担当保健師を中心に利用を勧奨しています。

### ■第3期見込量及び確保方策

(単位：年間延べ利用人数)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(人)		1	0	2	3
年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策	12	12	12	12	12

### ■取組の方向性

出産後1年未満の産婦及び乳児のうち、心身のケアや育児のサポート等の産後ケアを必要とするものに対し、助産師などの専門職が住民宅を訪問してのケアを行うアウトリーチ型（訪問型・訪問延長型）と、助産院等の専門施設で宿泊させて産後のケアを行う宿泊型を行います。

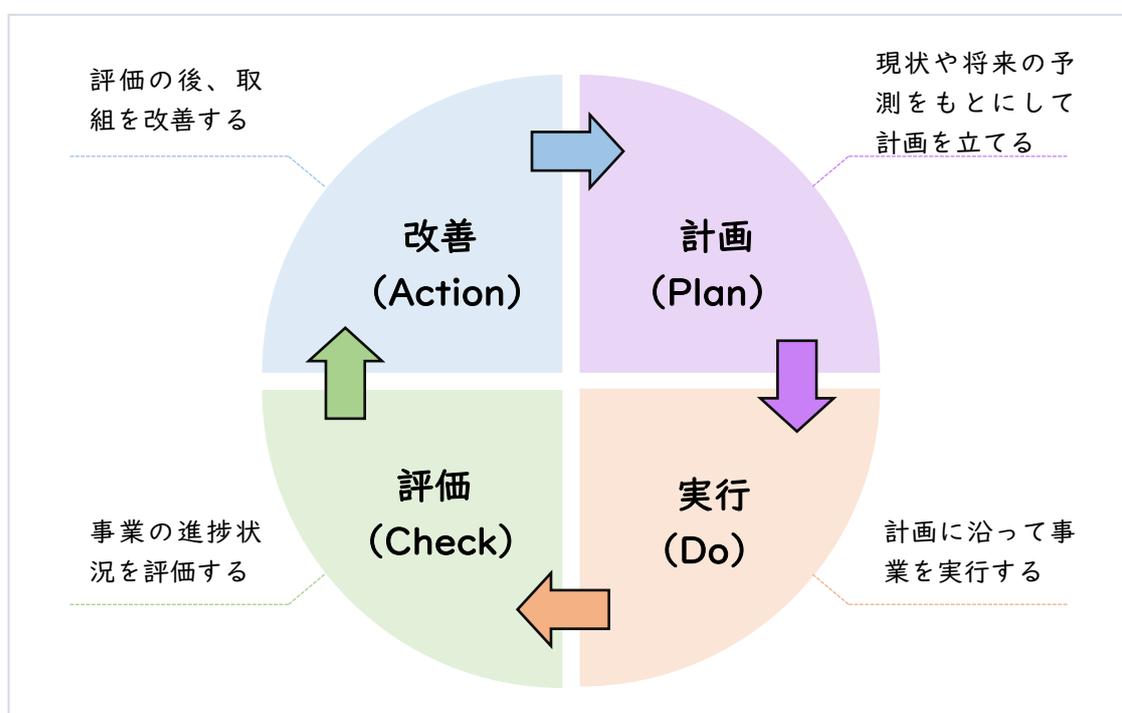
(健康福祉課)

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、津野町子ども・子育て会議で、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検、評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理、評価するに当たっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

PDCAサイクルのイメージ



## 2 こども・若者からの意見聴取

こども基本法第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、個々の施策の目的等に応じてこどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもや子育て当事者等の意見を聴取してこどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとする示しています。

こども・若者の意見を聴取することは、こども大綱においても、

- ・こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになることが期待できる。
- ・こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己効力感や自己肯定感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。

と示しています。

本町では、こども・若者や子育て当事者からの意見を聴取し、施策への反映やフィードバック等を行っていきます。

## 3 関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、教育、保育、地域子ども、子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行う事が重要です。あわせて、家庭や地域、教育、保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係各課等との連携を図ります。

## 資料編

## 1 津野町子ども・子育て会議条例

平成26年3月13日

条例第8号

## (設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として、津野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

## (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援という。）に関し学歴経験を有する者
- (3) その他町長が適当であると認める者

## (任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求める事ができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 子ども・子育て会議 委員

### ■津野町子ども・子育て会議委員

番号	所属	氏名	備考
1	津野町教育委員	西内 香織	会長
2	津野町 PTA 連合会代表	明神 利恵	
3	津野町立小中学校長代表	堅田 勇人	
4	にじいろ園保護者会長	佃 匡人	
5	さくらんぼ園保護者会長	今橋 周平	
6	放課後子ども教室指導員	石川 靖子	
7	津野町民生児童委員協議会	山崎 哲人	副会長
8	津野町民生児童委員協議会	松岡 康子	
9	にじいろ園園長	西村 芳美	
10	さくらんぼ園園長	中久保 里恵	

### ■津野町子ども・子育て会議 事務局会名簿

番号	所属	職名	氏名	備考
1	教育委員会	教育長	久寿 久美子	
2	〃	教育次長	三本 修司	
3	〃	次長補佐	中山 美紀	
4	〃	主任	西森 有希	計画担当
5	〃	主事	十万 涼風	学校教育担当
6	にじいろ園	園長補佐	玉川 美穂	
7	さくらんぼ園	園長補佐	明神 香奈	
8	まちづくり推進課	課長補佐	橋田 佐智	
9	町民課	主監	又川 知実	
10	総務課	主監	鍋島 浩一	町営住宅担当
11	健康福祉課	課長	片岡 毅司	
12	〃	課長補佐	伊藤 雅代	
13	〃	主任	佐藤 理佐	
14	〃	主任	松浦 元香	
15	〃	主幹	高橋 真梨菜	計画担当

### 3 計画策定の経緯

実施時期	会議・事業等	主な内容
令和6年2月	アンケート調査の実施	・子どもの成長と子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）及び子どもの生活状況調査の実施
令和6年9月	第1回事務局会	・アンケート調査結果報告 ・計画策定スケジュール ・計画骨子案について ・庁内ヒアリングシートについて ・こども、若者、子育て世代の意見聴取について
令和6年9月	第1回 津野町子ども・子育て会議	・アンケート調査結果報告 ・計画策定スケジュール ・津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画骨子案の審議
令和6年8月～11月	こども・若者・子育て世代 意見聴取	・子育て世代を対象としたヒアリングの実施 ・若者を対象としたヒアリングの実施 ・中学生を対象としたヒアリングの実施
令和6年11月	第2回事務局会	・若者の意見聴取の報告 ・中学生の意見聴取の報告 ・計画素案について
令和6年11月	第2回 津野町子ども・子育て会議	・津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画素案の審議
令和7年1月	第3回事務局会	・計画素案（最終案）について
令和7年1月	第3回 津野町子ども・子育て会議	・津野町こども計画・第3期津野町子ども・子育て支援事業計画素案の審議
令和7年1月～2月	パブリックコメント	・パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画策定	

---

令和7年3月

発行：津野町

編集：津野町健康福祉課/津野町教育委員会

津野町健康福祉課

〒785-0202

高知県高岡郡津野町姫野々431-1

TEL：0889-55-2151

FAX：0889-55-2119

津野町教育委員会

〒785-0501

高知県高岡郡津野町力石 2870

TEL：0889-62-2258

FAX：0889-62-2384

---





